

平成26年3月20日

1. 出席議員

1 番 中 村 一 堯
2 番 稲 富 雅 和
3 番 勝 屋 弘 貞
4 番 竹 下 勇
5 番 角 田 一 美
6 番 伊 東 茂
7 番 光 武 学

8 番 徳 村 博 紀
9 番 福 井 正
10 番 水 頭 喜 弘
11 番 橋 爪 敏
12 番 中 西 裕 司
14 番 松 本 末 治
15 番 松 尾 勝 利

2. 欠席議員

13 番 松 尾 征 子

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 口 秀 男
局 長 補 佐 中 尾 悦 次
議 事 管 理 係 長 西 村 正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
総	務部長	藤	田	洋	一郎
市	民部長	迎		和	泉
産	業部長	中	川		宏
建	設環境部長	中	村	博	之
会	計管理者	平	石	和	弘
会	計課長	橋	村	直	子
総務課長兼人権・同和対策課長		松	浦		勉
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		打	上	俊	雄
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	山	靖	久
市	民課長	有	森	弘	茂
市	民課参事	一	ノ瀬	健	二
税	務課長	大	代	昌	浩
福	祉事務所長	栗	林	雅	彦
保	険健康課長	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
産	業部参事	橋	口		浩
農林水産課参事		下	村	浩	信
商工観光課長		有	森	滋	樹
都	市建設課長	森	田		博
環	境下水道課長	福	岡	俊	剛
水	道課長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		澤	野	政	信
監	査委員	植	松	治	彦
監	査委員	徳	村	博	紀
監	査事務局長	吉	田	範	昭

平成26年 3月20日（木）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成26年鹿島市議会 3月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
3	1 中 村 一 堯	<p>1. 鹿島ニューディール構想（ピオ事業）について</p> <p>(1) ピオ事業における費用対効果や安全性等について</p> <p>(2) 活用方法について</p> <p>(3) 問題点について</p> <p>2. 鹿島市職員措置請求における監査について（平成25年8月9日分）</p> <p>(1) 両監査委員の判断について</p> <p>(2) 不合議の結果について</p> <p>(3) 今後の対応や鹿島市の受け止め方について</p>
4	4 竹 下 勇	<p>1. これまでの一般質問を振り返り、その後の取り組み状況について</p> <p>(1) 第5次総合計画策定から3年になるが、計画通りに進んでいるか。また、財政運営は予定通りになっているか</p> <p>(2) 太陽光発電を公的建物に設置するなど、新エネルギーの導入の検討はされているか</p> <p>(3) 教育を取り巻く環境の変化にどう対応しているか</p> <p>①鹿島市における学校週6日制の検討</p> <p>②コミュニティースクールの取り組み</p> <p>③教育長・教育委員会の役割の変化</p> <p>(4) 防災センターの建設と防災無線の検討状況について</p> <p>(5) 各課において、中心市街地を活かすため、市民交流プラザ（仮称）と連携してどのような事業を考えているか</p> <p>(6) 市制60周年事業はどうなっているのか</p>
5	12 中 西 裕 司	<p>1. 4年間の樋口市政を市民はどう評価するか</p> <p>(1) 鹿島ニューディール構想の問題点</p> <p>①佐賀県現地機関の見直しについて</p> <p>②新世紀センター（仮称）建設の議論が不十分では</p> <p>③公的施設がなぜピオへの移転なのか</p> <p>④中心市街地の活性化には結びつかないのでは</p> <p>⑤不適切な行政手続きがあるのでは</p> <p>⑥市民交流プラザ（仮称）事業で国の補助ありきでないのか</p> <p>(2) 入札制度について</p> <p>①公的事业の市内企業育成</p> <p>(3) 中高一貫教育を提唱してきたが、その後は</p> <p>(4) 道路行政について</p> <p>①有明海沿岸道路について</p> <p>②高速道路へつながるアクセス道路について</p> <p>③それらに伴う企業誘致への影響について</p>

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

おはようございます。1番議員の中村一堯です。通告に従いまして、一般質問をします。

今回も商業施設ピオへの公的施設移転事業、いわゆるピオ事業について、もうこれまでに何回も何回も議論されてきましたけれども、どうしても一市民として、一議員として納得できない部分がありますので、詳しく議論させていただきます。

昨年1月15日に、子育て支援施設と福祉事務所の機能をピオの3階と4階に移転する計画が具体的に発表されました。そこでは、鹿島市が約8億円をかけてピオの耐震化改修工事をする、そして毎月2,200千円の家賃、共益費で今後30年間運営されるということでした。これを初めて聞いたとき、私は啞然としました。本当に突然の計画でした。市民や区長会の反発も非常に大きかった、なぜ一商業施設にこれだけの税金が投入されなければならないのか、なぜ市の施設が入るのか。以前駅前であって、今倒産した鹿島シティホテルやすぎや百貨店、そういったところには何も市の介入がなかったのに、なぜ今回ピオだけなのか、疑問だらけでした。そこで鹿島市行政から説明を受けたのは、県の土木事務所と農林事務所を市外に移転させないためには、このピオ事業が必要ですよと、そういうことでした。まるでこの計画に賛同しなければ鹿島の未来はないと言わんばかりの印象を私たちは受けました。

そういった状況の中、しかも、さまざまな問題点が露呈してくる中で、昨年6月議会ではそのピオ事業が8対6の僅差で可決されました。しかし、まだ次の議会、今度の6月議会でもピオ事業で可決しなければいけない議案もあり、まだ全てが決まったわけではありません。市当局としても各地区に赴き、説明会をされたり、市民へのお知らせをされるなど努力をされたと思いますけれども、説明を市民にすればするほど鹿島の住民、市民の皆さんの間に不信感が増えてきたような気がいたします。アスベストの問題、入札の問題、さらには費用対効果の問題など非常に疑問が多いんです。

去る2月25日の鹿島市議と語る鹿島の未来という意見交換会の中でも参加者の90%以上が反対意見でありましたし、3月13日には市民団体から住民訴訟の前提となる住民監査請求まで提出をされ、佐賀新聞、西日本新聞、サガテレビや鹿島ケーブルテレビでも放送をされました。今後まだまだ議論されることと思います。

さて、先ほどからこのピオ事業には問題点が多いと申し上げていますが、具体的にこれからその問題点について議論していきます。

まず、一番初め、出だしの部分です。一番初め、この事業は市民や実際の利用者の意見を聞かないままに計画が進められたということです。ピオに公的な施設を移すと鹿島市役所が決定した後にはいろんな利用者からアンケート等をとられている、もっと初めにアンケートをとっていたら、築30年以上が経過したピオに公的施設を移すなどというおかしな事業は通っていなかったと私は思います。

次の問題点は買い取り価格です。当初、ピオの3階と4階を250,000千円で購入するという計画でした。しかしながら、今から約15年ぐらい前にピオの建物の約70%が1億円余りで競売にかかっていた。今回、ピオの3階と4階を250,000千円で購入するのは余りにも高過ぎると、そういう声を受けて鹿島市は不動産鑑定業者に鑑定をさせ、結局は150,000千円で購入をした。しかしながら、その不動産鑑定業者は佐賀県内では不動産鑑定業を行ってはいけな会社だった。不動産鑑定業をさせてはいけな会社を鹿島市は入札会に加えて、結局その会社が落札したのは皆さん御存じの方も多いです。その後に出てきたのがピオのアスベスト問題です。ピオの建物にはアスベストが使用された建材が使われています。しかし、市役所はそのアスベストの存在を昨年6月に承知していたにもかかわらず、市民や議会にその説明を怠っていた。隠蔽をされていたんです。そして、ある議員からの指摘を受けて、追加の資料であるアスベストの事実を報告した。そして、市役所からはそのアスベストは体に害がないアスベストだったという説明を受けました。全てが後手後手の対応、事実を表に出さない、私は市民への裏切り行為としか考えられませんが、鹿島市民の役に立つべき市役所が市民を裏切るような行為を続けることに怒りと憤りを覚えます。そういう声なき声が本当に集まって、今回、住民監査請求、いわゆる住民訴訟の動きまで出てきています。

まず初めに、市長にお聞きをします。これまでの状況を踏まえて、このピオ事業をすることが今後の鹿島市のためになるのか、改めて樋口市長のお考えをお聞きしたい。また、現在に至るまでのこの多くの問題点を市長はどう考えていらっしゃるのか、まずは樋口市長の大きな考え方や問題点についての考えをお聞きした後に詳細な質問をしていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

今お話の中で2点あったと思います。ピオ事業、私がといますか、市役所が御提案をしました、いわゆるニューディール構想の中に4つの柱があると。その柱の中の1つにシビックセンターの再整備、その10項目の中の1つにピオを対象とした公的施設の移転事業がござ

います。その点についてお答えがまず1点、それからいろいろな問題、御指摘がありましたから、それをどうだろうか。まず、結論から言いますと、総体として私は現在の鹿島の置かれた環境、経済状況等々を考えまして、安全・安心だとか、それからほかのまちと比べて劣っているところはないんだろうか、私たちのまちが再生をしなきゃならないんじゃないか、経済政策が不足していると、トータルでニューディール構想を御提案している、御承知だと思います。その中で、いろんな経過は別としまして、あそこに公共的な性格を持った施設をまとめて移転をしようじゃないかと。市としては福祉会館、それから市民の皆さんのかねてから要望があります子供のための子育て施設、それからさまざまな団体が一緒になってそこで過ごせるような施設、そういうのをまとめようと、こういう構想は間違っていないと思っております。そういうのが必要だと。

もう1つは、野球の試合に例えると、センターラインが強くないと、それはまちではないと。鹿島のセンターラインはどこだろうか、やはり駅からずっと、かつて市役所がありました位置から通って行って、今でいうと大手門のあたり、赤門のあたりまで。こういうラインが強くないと、そこは人々が混在をしているだけだと。そこにある一定の性格を持たせた建物、機能を持った組織が必要だと、それがシビックセンターということで位置づけておまして、そういう中にかつて市役所があった位置に存在をしているピオ、30年というお話がありました。耐用年数からいってたらまだ30年しか過ぎていないという言い方もできるわけですし、てこ入れをすれば長寿命、現在、各地で新しくつくるよりも既存の施設を有効に使って長寿命化しようということがありますから、30年たったらだめになっているわけではないと、そういうことも考えますと、あその施設にこういう役割を持ったセンターを交流プラザとして設置をする、これは必要性が私は十分あると思っております。

個別具体的な問題は指摘をされましたし、中にはもはや既に解決をされたアスベストの問題とか、そういうのも入っていましたが、それはそれとして、個別の問題にはこれから担当の部長なり課長、あるいは私からもお答えをするかもしれませんが、それぞれにいろんな御指摘があっていることは事実です。ある課題については、再三副市長から不適切な行為があったことは認めますということは言っているわけですよ。トータルとしてそれがどうかということになると、また別の問題と。

それから、御了解をいただいておりますのは、ちょうど御質問の中でもお話がございましたけれども、監査請求が出されたというふうに私たちは承知をしております。手続上、この現物が届いておりませんし、内容についてコメントするということは、これは一種の争いの状態ですからね、これ発言すること自体が証拠となることもありますから、その分についてなかなか申し上げられない部分がこれから部長、課長が答弁するときにあるかもしれませんので、そこは御承知の上でお聞き取りをいただきたいと思います。ただ、私たちの考えは十分に御説明をするはずでございます。御指摘があれば、全ての問題にきちんとお答えをした

いと思っております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

今、市長がおっしゃったことについても少し触れてみたいと思いますけれども、鹿島市、どこのまちも厳しい状況の中で、鹿島市のセンターラインを中心商店街、駅前開発ということでしっかりしていこうと、そういう気持ちはわかります。そういったことの一方の中で思うのが、鹿島市はこれから本当に人口減少してくる。先日、議員や市の執行部の皆さんも参加されたと思いますけれども、小・中学校の卒業式が行われました。例えば、古枝小学校、私行きましたけれども、昔は2クラスも、いろんなクラスが多かった。でも今度の卒業式、どうだったか、だんだん少なくなっている。教室を少し見たら、やっぱり準備教室というか、空き教室等もふえているんですね。こういった人口減少がする中で税金の収入もだんだん下がってくるとは思いますけれども、皆さんの税収、納めてくださった税金をきちんと使う、それが市役所の役割だと思います。既存の施設を有効に使うということは、例えば、小学校とか中学校、空き教室も私は使えると思う。中心市街地にもしそういった施設があったら、それはそれで利用しやすいかもしれないけれども、私はずっと前から言っているのは、各地区にもっと分散されたほうがその地区の人とか、例えば、古枝は古枝、北鹿島は北鹿島、そういった地区に分散したほうが利用者のほうはもっと使いやすい、高齢者の方が移動もしやすいし、行きやすい、私はそういう考えなんです。本当に鹿島市から遠い、例えば山の上の人が1時間近くもかけて中心市街地に利用しに来るとは、なかなか利用しにくい状況があるんじゃないかな、そういうことも考えられるんです。もっと有効活用した、税金に見合った使い方があるんじゃないかと私はそう思っています。

不明確な点も市長言われたように非常に多かった、不適切なことが多かった、それは多分入札の件だと思います。改めて副市長にお聞きをします。そのピオの不動産鑑定の入札では不適切なことがあったと何度も答弁もあっていますけれども、知らない方もいらっしゃると思いますので、改めてどういったところが不適切な入札、問題だったのか、不手際があったのか、そこを副市長にお尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

ピオの3階、4階部分の取得につきましては、市民の皆さん、また議会からも不動産鑑定等をすべきではないかというふうな意見が見受けられましたので、不動産鑑定業者に業務委託をして、そして鑑定評価をしてもらって、それを取得の参考にしようということで、今年の3月4日に全員協議会でそういう方針を示したものでございます。

それで、これについては入札という方式をとりました。入札でしたら、優先的には地域経済の活性化のために鹿島市に本社等があるところを本来ならば指名したかったんですけど、鹿島市内には不動産鑑定業者がおられませんでしたので、指名の要領から地理的要件ということで杵島郡、佐賀市、それで数が満たなかったものですから、鹿島市の指名は最低3社以上という指名の業者の数ということで決めておりますので、3社に満たなかったために県内ということで、県内いっぱいから不動産鑑定業者を抽出したところでございます。それで、指名に当たりましては、鹿島市にその業者さんから指名願というものが提出をしていただきます。その指名願に基づきまして、鹿島市は業者選定を行うわけですけど、県内に5社の不動産鑑定業者さんがおられました。それで、5社を指名したわけですけど、その1つの業者さんが本社が福岡にあって、佐賀市のほうに支店を持っておられる業者さんが1つおられました。その支店に本店のほうから委任状が出ておりましたし、そして、その指名願には不動産鑑定業務を希望するという項目に丸をして希望されておりましたので、その業者さんも入れて5社で指名競争入札を行ったところでございます。そういう過程の中でその業者さんが落札をされました。落札をされた後に気づいたこと、これはある議員からの指摘であったんですけど、その業者さんは福岡県に本社があって、支店では営業活動をしていないと、あくまでも支店というようなことで不動産鑑定士は滞在をしていないと、駐在をしていないということがわかりまして、もし佐賀県で業務を請け負うとしたら、これは国土交通大臣の許可（311ページで訂正）が必要になります。その業者さんは福岡県知事の不動産鑑定士の許可は取っておられました。しかし……（発言する者あり）

○議長（松尾勝利君）

答弁を続けてください。

○副市長（北村和博君）続

佐賀県に営業する場合、国土交通大臣の許可というものが不動産の鑑定に関する法律の第22条の中に許可を得なければならないということがございまして、その規定を私どもは見逃していたというようなことで、その業者さんを指名に入れていたというようなことで、そういう不手際を私どもはこれまで皆さん方に御迷惑をおかけしたということで謝罪してきたところでございます。不動産鑑定業者選任に当たってそういう確認ミスがあったということで、これまでいろいろ皆さん方に御迷惑をおかけしたというようなことを謝罪してきたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

説明ありがとうございます。

今説明がありましたとおり、ある会社が国土交通大臣の許可をもらっていなかった、登録

をされてなかったということですね。簡単に言えばそういうことになりますけど、今ちょっと詳しく説明していただいたので、市民の皆さんに伝わりづらいことがあったかもしれないですけども、もともとそういう登録をしていない会社を入札会に加えていた、そういったことになってきます。

まず初めに、この入札会に加えるときの入札心得というのがありますね。その中で、無効となる入札、その中には本社とか営業所を置いていないとか積算内訳書がないとかというふうなことでありますけれども、入札心得、そして鹿島市建設工事一般競争入札実施要領というのがありますけれども、この中で規定がされてあるのが一般競争入札実施要領では5条、市長は次の各号に掲げる事項を入札参加者の要件として付加することができるものとする、その中で県内に建設業法上の営業所（または本店）を有すること、そして2番目に過去の一定期間に同種工事の施工実績を有することとあります。この旭鑑定補償ですかね、そこは営業所または本店を県内に有していたんですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

ただいま中村議員が申されました鹿島市建設工事一般競争入札実施要領につきましては、鹿島市は全て指名競争入札を行っておりますので、この一般競争入札は取り扱っていません、全く実績等もございません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

済みません、今のはよくわからなかったもので、もう一回教えてもらっていいですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

この一般競争入札といいますのは、鹿島市に限らず、全国各地から鹿島市の入札に参加をしたいというようなことであれば、その業者さんに参加をしていただくような入札のやり方でございます、鹿島市においては実施をいたしておりません。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

鹿島市建設工事一般競争入札実施要領は、鹿島市では適用されていないということですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

一般競争入札を実施する場合においては、この要領を適用いたします。しかし、私どもは指名競争入札を実施しておりますので、この要領については適用されていないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

はい、わかりました。一般競争入札の場合はこの要領を適用しているけれども、指名競争の場合は適用されていないということでしたけれども、そしたら旭鑑定補償は過去佐賀県内で不動産鑑定をされた実績はありますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

手元がないので定かでないんですけども、主に鑑定されているのは福岡県とかそこら辺が主だったというふうに考えております。佐賀県内にあるかないかがはっきり、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、今のところ申し上げられないところでございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

あるかないかが今わかりませんじゃなくて、佐賀県内で過去に不動産鑑定を行われたかを聞いているので、それわかりませんという答弁では済まされないので、今ちょっと調べてください。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時32分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

申しわけありませんでした。

過去2年間の実績分だけでありますが、1件、23年の7月に佐賀県内で鑑定評価されています。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

23年の7月に鑑定評価されているということでしたけど、そのときは登録されていたんですか。どういった工事、どういったのを不動産鑑定されたんですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

佐賀県の分でありますので、国営財産の売り払いのための鑑定評価というふうになっております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

23年に佐賀県内で国有財産の何かの施設、それは建物とかですか、そういうのを不動産鑑定された事実があるということで間違いはないですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

23年7月に行われておりまして、宅地の鑑定評価を行われております。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もう少し本当は詳しく聞きたかったんですけど、もう答弁がそれしかできなかつたら、もういいです。

それでは、ちょっとその続きですけど、入札心得がありますよね。この中で一般競争入札及び指名競争入札には、この入札心得が適用されるということです。今把握している中で、この中で積算内訳書も提出があっていないという事実もございますけれども、この積算内訳書は提出しなくてよかったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

本件の入札につきまして、入札業者のほうに積算内訳の提出を求めていなかった、そういった状況であります。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

求めていなかったということですが、これはなぜ求めていなかったのかという話になってくるんです。入札心得は各会社に配られていますよね。その中で、積算内訳書の提出もしなければいけない、じゃないと入札会に参加できないというふうになっています。例えば、ほかの町の例なんですけれども、別府市、積算内訳書とインターネットで検索すると一番上に出てきたのが別府市、「積算内訳書を提出させる目的」とありますけれども、「入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算能力の向上に資するため」に行うものです。ほかに仙台市、出てきたんですけれども、積算内訳書は「入札参加業者の真摯な見積りを促し、もって業者の積算能力の向上に資するため、適正施工が見込めないような著しく低価格な受注や談合防止の観点などから、入札参加者全員から入札金額の積算内訳書等の提出を求める」と、そういうふうになっています。また、建設業法の第20条では見積り等ということで、工事の種別ごとに材料費、労務費とかの内容、積算内訳書を提出しなければいけないというふうになっています。

なぜ今回の入札ではその積算内訳書を提出されなかったんですか、事実関係を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

本件入札の場合、積算内訳書が提出されなかったのは、積算内訳書の提出を入札に先立って求めていなかったということがあります。なぜ求めなかったかというと、鹿島市の入札においては、一部物品の購入などで積算内訳書を求めない場合がございます。本件も鹿島市が示します入札に関する仕様書で不動産鑑定を行う人件費、労務費、そういった総額で入札ができるものというふうに認識をしております。そういったことで、鹿島市が示す入札の仕様書に基づき、総額で入札をしていただければ、この積算内訳書は必要ないというふうに判断をしておりました。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

総額の金額だけでよかったら積算内訳書は要らないでしょう。その詳細を提出しなさいということになっているんですよ。総額だったら内訳書要らないでしょう。それを建設業法の第20条や市役所が業者さんに渡された入札心得に内訳書の提出を求められているんです。物品購入とかとは全然別の議案ですよ、事柄ですよ、事項ですよ。なのにどうして積算内訳書を求めなかったんですかと聞いているんです。そこを詳しく教えてください。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

積算内訳書を求める場合、建設工事の入札金額の内訳が必要な場合は、これは積算内訳書の提出を求めています。本件の場合、先ほど申し上げましたように、不動産鑑定というこういった労務ですね、労務の仕事を鹿島市の仕様書に基づき総額で示していただければ、それで入札ができるというふうに考えておりますので、この場合は積算内訳書を求めておりません。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

労務の場合は求めなくていいとか言われていますけど、求めなきゃいけないんです。そういう法律があるんです。労務とか普通の一般競争入札のときにも書くでしょう、部材費とか労務費とか書くでしょう。何で今回の不動産鑑定のときには求めなかったのかを聞いているんですよ。そういうのは建設業法のどこに書いてあるんですか。入札心得とか要領にどこに書いてあるんですか。鹿島市のそういう取り決めがあるんですか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

鹿島市の場合、入札に際し積算内訳書を求めない場合があります。それは先ほど申しましたような備品購入とかリース料、または印刷や物品の単価契約、こういったものに対しては積算内訳書の提出は求めておりません。本件の場合、こういったものに準じて、この作業の内容が労務ということで、その労務を鹿島市が示す仕様に基づき総額幾らでやっていただけか、これを入札したというふうに考えておりますので、本件の場合には積算内訳書を求めておりません。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

今の答弁はおかしいですよ。物品購入とかリースのときには積算内訳書の提出を求めない、

それはわかりますけれども、今回の指名競争入札でなぜ積算内訳書を求めなかったのか、そこがわかりません。

副市長は、これたしか委員会かなんかでおっしゃっていたんですけれども、業者の方は積算内訳書を持ってきていたかもしれないけど、担当者が求めなかったというふうな答弁をされたと思います。そうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

通常の入札ですけど、まず業者を選定いたします。そして、このような入札通知書をファクスで流します。こういう入札会を行いますので、参加をしてくださいということで通知を流します。そして、入札日にこちらのほうにお見えになって、そしてファクスではいけませんので、現物を差し上げて入札関係の書類を差し上げております。それで入札に入るわけですけど、入札に当たっては、まず最初に出していただくものは、委任状の提出をしていただきます。これは代表者であるのか、その代表者から委任を受けた方が参加しておられるかということです。そして、その後に入札の札を入れる前に積算内訳書の提出を通常は求めています。これは建設工事については全て求めておりますけど、今回の業務委託については、今、打上課長のほうが答弁をいたしましたように、積算内訳書の提出は求めておりません。このために、この5社指名した中で4社がこの入札会に参加されましたけど、この4社とも私もその積算内訳書の提出を求めなかったために提出はあっておりません。それで、入札ということで、札を入れてもらうわけですけど、その中で一番最低の業者さんが落札をされたということで、先ほども中村議員からありましたように、この前、私が答弁をいたしましたように、求めていなかったために提出はなかったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

副市長、今求めなかったとおっしゃいましたけれども、課長もおっしゃいました。これこの入札の後、随意契約が行われていますよね。積算内訳書の提出がなかったから、業者さんの仕様書、最初は3階と4階をしたけれども、積算内訳書の提出がなかったらよくわからなかったから地下1階、2階も後で随意契約しているじゃないですか。わかりやすく申し上げますと、その部分がきちんとわかっていたら、鹿島市は一度契約をしているんです。それである会社がとった、その後、やっぱり要件が足りなかったということでもう一度随意契約、契約をしていますよね。そこで、最初の1回目の入札で出していた以上のお金をその業者にまた払っているじゃないですか。そういったことを防ぐために積算内訳書の提出が求められ

ているんでしょう。建設業法でもそうなっているはずですよ。

先ほど申し上げた別府市のウェブサイトにかかれてありますよ。建設業法第20条と別府市建設工事積算内訳書取扱要領により運営を行う。談合を防ぐとか、おかしいところを防ぐ、そのために積算内訳書の提出を法律で義務づけてあるんでしょう。さっき課長が申し上げられた物品購入とかリース、それとは全然別物でしょう。なぜこういうことをするんですか。だから、信用できないと言っているんですよ。

この件について、次の項目であります監査にもお伺いをしたいというふうに思っています。

そういうことを知った市民の方が平成25年8月9日に監査請求をされている、そういうちょっと不適切な入札が行われたということで、おかしいんじゃないでしょうかということで監査請求をされていますね。そこで、監査の判断を仰がれている。この中で書かれてあることが、書類は全てそろっていた旨が書かれてありますね。積算内訳書が提出されていないけれども、書類は全部そろっていたとのことがありますけれども、監査委員、どうですか、その点きちんと調べてもらったんですか。詳しく言いますと、資料の4ページですね。提出資料及び事情聴取では一連の資料を提出してもらったと。これが不備がなかったということで書かれてありますけど、どうですか。不備は本当になかったんですか。

○議長（松尾勝利君）

吉田監査事務局長。

○監査事務局長（吉田範昭君）

中村議員がおっしゃっていたのは、監査の結果の通知のところでおっしゃっているところだと思っております。この中で、企画財政課から監査対象とした契約について一連の流れがわかる書類の提出を求めたと。これに基づいて事情聴取を行ったというところを言われていると理解しております。

これにつきましては、一連の流れの書類ということで、事前の入札の伺い、事前承認の伺いから入札の通知、それから入札の契約の締結とか契約書とか、そういうふうな一連の書類の提出を求めています。その中のうちに随意契約に関しましては予定価格調書、これがなかったとか、それから随意契約の起案の伺いがなかったというものはございました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

私は監査委員に聞いているので、監査委員さんの両名に答えてもらいたい。企画財政課から提出された関係書類の検証、入札による契約にかかわる一連の書類を検証した結果、入札から契約に至る関係書類には特に問題とすべき誤りや不備などはないものと判断したと書かれてありますけれども、積算内訳書はこれ不備ありますよね。しかも、副市長の答弁、市長

の答弁を聞く限りでは、不適切な事務手続やこれまでの入札が明らかになっているじゃないですか。なぜこれが不備がないものと判断されたのか、そこを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

答弁を求めます。時間がかかりますか。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

植松監査委員。

○監査委員（植松治彦君）

私たち監査委員といたしましては、企画財政課の事情聴取とか、そういうものを踏まえて出していただいたその書類に不備がないかどうかという、そこのところをまず判断をして、その後、監査請求をされている方が指摘しておられることについての判断をしていったということでもあります。

それで、今議員がおっしゃった入札から契約に至る関係書類には特に問題とすべき誤りや不備などはないものと判断したという、ここのところはそれぞれの監査請求を出されている方が指摘しておられる前の段階での判断でありまして、今、企画財政課の課長からもおっしゃったように、私たちとしては工事の、いわゆる純粋な工事、そういうものについては積算内訳書というのは出してくださいということで、業者の方に渡す書類の中にきちんと書いてあります。ところが、こういう不動産鑑定というような、これまでに市でタッチしたというか、処理したことのないような非常に難しいものについては、やはり市の職員の方が積算価格を算定するとか、そういうことについては非常に大変なことであつたろうというふうに私は判断をしております。したがって、これは出してくださいという、工事関係なんかの場合には、市のほうも経験があられますから自分たちでこういう工事についてはこれだけ必要だろうという計算をされて、そして実際に入札のときにはその算定した金額の部分は消したような、いわゆる切り抜きですね、そういうふうな形のものを出しておられるというふうに理解をしております。だから、そういうふうなことから考えますと、今回の鑑定評価という業務の入札について、出さなかったというよりも出せなかったというのが本当のところじゃないかなというふうに私自身は判断をしております、それが特に悪質であるとか、そういうことではないというふうに私は思っております。

○議長（松尾勝利君）

徳村監査委員。

○監査委員（徳村博紀君）

中村議員の質問にお答えをいたします。

この時点での積算内訳書ということにつきましては、最初調査に入る前の段階では重要な書類ということが私自身わかっておりませんでした。しかしながら、調査をやっていく間に、この書類はかなり重要な書類だということに気づきまして、この段階ではちょっと私も見過ごしておりましたけれども、最後、必要だということがわかりましたので、私の監査委員の報告の中には、これがなかったからこういうふうな事態になったんじゃないかということは明記をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

今、両監査委員からの御答弁ありましたけれども、ふだんしないような入札だからちょっと不手際があったとか、これは提出できなかったんじゃないかという発言もありましたけれども、そこがおかしいんですよ。きっちりと積算内訳書を提出していない、だから2回目随意契約で、より多くのお金を払っている、それが結果的にピオを150,000千円で購入する根拠になっているでしょう。だから、市民の人もおかしいということで、監査委員会に監査請求があっているじゃないですか、きちんと調べてください、2人。本当にこれ必要なかったのか。両監査委員の考え方が少し違っている。これは結果的に合議には至らなかった。合議に至らないというのは、2名監査委員いらっしゃる、1人はこういう考えだ、1人はこういう考えだということで違っていた、監査委員として最終的には不合議という結果になっていますけれども、市民にわかりやすく説明してほしい。どこがどう2人は違うんですか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

植松監査委員。

○監査委員（植松治彦君）

ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

監査請求を出された方の論点といいますか、請求内容は4点ありました。1つは市民交流プラザ取得、区分所有に伴う土地・建物鑑定評価業務委託についての入札の取り消し、もしくは無効とするよう市長に求める、これが第1点ですね。

それから2点目は、数社による鑑定を行い、その結果、一番安い鑑定額を採用するよう求める、これが2点目です。

そして、3点目が入札条件は4社とも同一条件で入札額の見積もりをしたのか、4社からできれば文書で回答をいただきたいと。

そして、4点目は副市長は1月時点から鑑定を行う予定だったと答弁したと、なぜ3月議

会で補正予算を計上せず、都市建設課から予算流用しなければいけなかったのか、また、なぜ随意契約をしなければならなかったかという、以上の4点についての監査請求でございました。

この4つの点を審議したわけですが、これを受けての審議の結果は、2番目に申し上げました数社による鑑定を行い、その結果一番安い鑑定額を採用するよう求めるという、このことについては鑑定額をどのような手法で明らかにしていくのかということについては、これは自治体の判断によるものであり、違法または不当な財務会計上の行為として上げられております、1つ公金の支出、それから2つ目、財産の取得、管理、処分、それから3つ目、契約の締結、履行、それから4つ目、債務その他の義務の負担とは認められないということで、監査の対象から除外をしております。

それから、4つ目の前段の部分、副市長は1月時点から鑑定を行う予定だったと答弁したと、なぜ3月議会で補正予算を計上せず、都市建設課から予算流用しなければいけなかったのか、また、なぜ随意契約をしなければならなかったかという、この前段の部分ですね。もうこれについても違法または不当な財務会計上の行為とは認められないということで、監査の対象から除外をしております。

したがって、2人の判断の違いはどこかというお尋ねでございますが、3点あります。それは1点目は、市民交流プラザ取得区分所有に伴う土地・建物鑑定評価業務委託、3階、4階分についての入札の取り消し、もしくは無効とするよう求めているという、このことについてですね。それから……（「簡単によかですか」と呼ぶ者あり）いや、どこが違うかというふうにおっしゃったので、その3点違うということを申し上げましたけど、それがどういうことかというのを今申し上げておりますので、できるだけ簡単に言っているつもりではありますが。

2点目は、入札条件は4社とも同一条件で入札額の見積もりをしたのか、4社から回答を求めると、そのことですね。

それから、最後の3点目はなぜ随意契約をしなければならなかったかという、この3点について、2人の監査委員の判断が違ったということでもあります。

あと、それぞれどういうふうなところが2人で違っているかということについては、必要であればそれぞれ別々に申し上げることにいたします。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

その3点を少し知りたいんですけど、今おっしゃった3点が、植松監査と徳村監査でどういふふうに違ってくるのか、ちょっと時間が少なくなってきましたので、違いだけ説明してください。

○議長（松尾勝利君）

徳村監査委員。

○監査委員（徳村博紀君）

私は、大きく違っていた点は2点かなというふうに理解していますけれども、まず1点目ですが、4社に監査委員のほうから郵送で質問にお答えをいただきました。その中で、こういう質問を出しました。市民交流プラザ取得に伴う土地・建物鑑定評価業務の入札参加に際し、鹿島市で示した予定価格995,400円を受けて、貴社で積算された入札額について下記の該当する番号を選んでくださいということで2つ出してあります。1つは3階、4階部分、2つ目が3階、4階及び1階、2階、地下1階、どちらを対象にして入札を行いましたかということで、1番と答えられた方が2社、2番と答えられた方が2社というふうに皆さんが同じ条件で同じ理解をして参加したかという、そうではなかったということがこの回答にてわかりました。

そしてもう1つは、先ほど中村議員おっしゃいましたけれども、この積算内訳書の件です。業者さんには必ず入札心得というものがございます。これを熟読してくださいということでお渡しされると思いますけれども、その入札心得の中に2番の(1)のアというところに、入札参加者は入札当日に工事費（業務費）積算内訳書を提出しなければならない、これは積算内訳書を交付していない場合は自分たちが作成した内訳書となっておりますけれども、これを提出しなければならない。工事費（業務費）積算内訳書を提出しなかった者は入札会に参加できないというふうに書いてあります。そして、同じく鹿島市の財務規則の中にもそうですけれども、第121条に無効入札というものがございます。こういったことで入札条件に違反した者は入札無効というふうに財務規則にも書いてありましたので、この点については私はこの入札自体が無効であるというふうな判断をせざるを得ませんでした。ですから、この2点が大きな違いではなかったかなというふうに思っております。これは監査報告の中にも書いてありますので、お読みいただければわかるかというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

2点報告がありましたけど、無効の入札に入っていますよね。積算内訳書の提出があっていないということで、今2点言われましたけれども、その点に関しては植松監査のほうは問題がなかったと見られているということですか。

○議長（松尾勝利君）

植松監査委員。

○監査委員（植松治彦君）

積算内訳書がなかったということについて、私がどういうふうに判断をしているかという御質問ですか。（「と、無効の入札の件について」と呼ぶ者あり）入札が無効であるという、そのことについてですね。

簡単にとのことですので、できるだけ簡単に申し上げますが、仕様書では3階、4階を区分所有するための鑑定評価とありまして、旭鑑定補償からの鑑定書には土地・建物全体の積算価格と各階の積算価格がある程度仕様書から判断して3階、4階部分の収益価格も算出し、3階、4階の鑑定評価額を記載してあると、また質問の機会を設けてあるけれども、質問は出ていない。結局、業者に渡して、業者さんがここはわからないとか、おかしいんじゃないかということを知る機会を与えてあったわけですよ。それでも入札に参加された4社から、1社はもう辞退されていますので、入札に参加された業者さんからはどなたからも質問書とか、そういうものは出ていないというようなことから、特に問題にはしないでいいのではないかとこのように思っております。

以上でよろしゅうございますかね。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

質問がなかったということですが、結果的に2社は3階、4階、ほかの2社が全体、結局は仕様書を読んで違うような判断をされていますよね。結局はそうなっていますよね、結果。だから、最後、随意契約で、しかも1階も2階も随意契約をし直したんですよ。会社は勘違いして入札しているじゃないですか。そういうところがおかしいんじゃないですか。

今、3階と4階の成果品には地下、そして1階と2階の鑑定評価額が示されるものと判断していたが、示されていなかったと書いてあります。この報告書の4ページにも書いてあるんですけど、それがたしか5月29日に随意契約しているから、5月28日以前にそういった成果品が出ていると思いますけれども、それを議会のほうに5月28日か5月付の成果品というのをちょっと見たことないんですけど、それを見ていいですか。今見たいので、持ってきてください。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

5月21日付だったと思いますけれども、一応速報値という形で数字をもらっております。ファクスでもらっております。以前の議会でもお答えしたと思うんですけども、一応正規の成果品が出てきたき場合については、途中の経過の分は破棄してくださいという会社との申し合わせもありますので、その分については破棄しておりますので、現在はございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

今までのファクスの分は違うと思っていたんですけどね。3階、4階の鑑定評価のやつが成果品という形で示されなかったんですか。これ成果品を5月29日以前に、さっき21日とおっしゃいましたけれども、5月21日に成果品をもらっているんですよ。それを見たいんですよ。鑑定評価を6月24日だったと思うんですけど、そのときにきちんとした成果品は見たんですけど、5月21日ですかね、そこの成果品というのを見たいんですけど。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

5月21日にファクスでいただいているのは、あくまで速報値という形で、途中の算出、例えば、概算これだけになりますよという数字でございまして、それにつきましては、先ほど申しましたとおり、正式な成果品が出てきた段階で数字にそごがないかどうか確認して、以前の分については破棄をいたしております。

以上でございます。（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ちょっと済みません、確認なんですけれども、今議員が見たいとおっしゃっているのは、1回目の当初の分の契約の成果品が6月29日に出た分ということで理解してよろしいですか。5月21日の途中での速報値ということですか、もう一度確認なんですけれども。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

この監査から提出されている4ページに企画財政課の説明の要旨とありますけれども、そ

この下のところに3階、4階の鑑定評価を依頼すれば、1階、2階、地下1階の鑑定評価額も示されるものと判断していた。ところが、成果品には1階、2階、地下1階の鑑定評価額は示されていないから、改めて5月28日に事前承認伺いを起案し、同日に決裁を、29日に契約をしたんですよね。ということは、前の4月に契約した分の成果品がなかったから、そこで地下とか1階、2階の鑑定評価額がわからなかったから注文したんでしょう、随意契約したんでしょう。だから、その書いてある成果品を見せてくださいと言っているんです。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

当初分の契約の成果品については、9月議会の前やったですかね、のほうで一応写しは各議員のほうに配付しておりますあれが成果品になります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番中村一堯議員。

○1番（中村一堯君）

それは多分違いますよ。それは違います。それは6月24日の分ですよね。6月24日の分を僕は言っているんじゃないんです。5月の分を言っているんです。その成果品を見せてくださいと言っているんですよ。これは何でないんですか。（発言する者あり）いや、監査委員にそしたらお伺いしますけれども、この成果品は確認されたんですか。

○議長（松尾勝利君）

吉田監査事務局長。

○監査事務局長（吉田範昭君）

監査委員さんということで御質問でございましたけど、ここで監査の結果の中に書いております4ページのところに確かに成果品には——これは企画財政課の説明の要旨の中に成果品には示されていないということを書いております。ここにつきましては、実際の鑑定評価書をここに書いたつもりではございませんで、これにつきましては、誤解を招きやすい表現にしていたということで、これについては事務局のほうからも謝らせていただきたいと思いますが、先ほど企画財政課参事からも説明がございましたように、入札に関しての仮の鑑定と申しますか、速報値と説明をされた、そのものの中に書かれていなかったということはこの意見をつくる際にこういうふうな表現をさせていただいているということですので、最終的な鑑定評価書が5月28日前までに出されているものを私たちも確認しているものではございません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

これ言葉が違う。そこは何で事務局長が答えるんですか。監査委員に私聞いたんですよ。何をそしたら監査しているんですか。きちんとした監査をしてもらわないと、鹿島市のこれは損害を生むんですよ。だから、市民の皆さんが監査請求をされているところもあるじゃないですか。監査というのは、行政の業務を監査するところじゃないんですか。おかしいでしょう。成果品はない、それ成果品じゃなくてファクスとか言っているけれども、ここを読んだときに、成果品が5月21日かわからないけど、それ付の書類があるはずなんですよ。ないでしょう。監査委員、どうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

徳村監査委員。

○監査委員（徳村博紀君）

この部分につきましては、この成果品については監査委員としてはチェックをしておりませんでした。中村議員おっしゃられるとおり、この部分は監査委員としてチェックをしなければいけない部分だろうというふうに考えておりますので、企画財政のほうに私からはこの成果品、もしくは先ほど言われた速報値ですか、については確認をとらせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1 番中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

もう残り1分しかないので、ほかの点ももっと、私は今回一般質問でしたかったのは、もっと活用方法とか、そういうところについてもっと話し合いたかったんですよ。でも、説明を受けたのは、副市長からは不適切な入札だったとか、課長からは積算内訳書は要らない、監査で書かれてあることがちょっと違っているでしょう。だから言っているんですよ。きちんとした仕事をしてもらわないと、市民のためにならないでしょう。もっと未来のあることを話したいんですよ。これからどこの自治体も本当大変な状況なんですよ。だから、真剣に考えていかなければいけないんです。

時間がもう来てしまいましたので、次の一般質問で話をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で1番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時40分から再開します。

午前11時27分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

4番議員竹下勇でございます。通告に従いまして一般質問を行います。答弁のほうよろしくお願いを申し上げます。

思い起こすと、社会教育の充実を目指し、学校教育と相まって郷土愛に満ちた社会性の高い人材育成を図りたい。鹿島市には多くの観光客が訪れます。その観光を産業まで高められないか、いろいろな立場や役割、また意見、考え方を持つ人たちが愛する鹿島のためにということ力を合わせられないかという思いを持ちまして立候補を決意し、市議会議員という役割をいただき3年が過ぎようとしています。

私たちは4年というサイクルで一つの区切りを迎えます。そこで、今回はこれまでの3年間を振り返り、一般質問の中で質問をして、お願いをしてきたことが言いつばなしにならないように、その後どうなっているかをお尋ねしていきます。

1つ目は、第5次総合計画の進捗と財政運営についてです。

第5次総合計画については、実現に向けて応援をしていくということは既に申し上げてきたところでありますが、3年を過ぎ、計画は順調に進んでいるかどうか中間のまとめができていますと思いますので、お知らせをお願いいたします。各部長が答弁をすると時間もかかりますので、細かいところまでは要りませんので、事業のトップである副市長に取りまとめて答弁をお願いいたします。

また、5次総の翌年の23年6月にはニューディール構想が発表されたわけですが、このことを踏まえて、財政見通しについて改めてお尋ねをいたします。財政の言葉は難しいところもありますので、なるべく通常使っている表現で、一般の方にもわかりやすいようお願いをいたします。

2つ目は、新エネルギーの活用についてであります。

25、26年度事業で改築が進んでいる東部中学校には、太陽光発電の装置がつくようですが、今後、公共施設にそのような自然エネルギーの利用はされていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

3つ目は、教育を取り巻く環境の変化にどう対応されているかという点です。

国では、教育改革が確実に進められています。鹿島市では、決まったからしななければならないという受け身ではなく、事の必要性を検討した上で導入するなり、しないなり、考えて

ほしいということを訴えてきました。

学校週5日制、いわゆる週休2日制は、学校、家庭、地域の3者が連携し、役割を分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念に基づき、平成4年から段階的に始められ、平成14年からは完全に実施をされてきました。しかし、現在では週5日制、いわゆる週休2日制ですが、それとゆとり教育による学力の低下の打開策として、学校週6日制が検討されているようです。

2点目として、コミュニティースクール、地域の力を学校に取り込み、開かれた学校づくりを目指そうという考えのもと取り組まれています。

3点目として、教育委員会の組織強化と、対応のスピーディー化、責任の所在をはっきりさせるため、教育委員会制度が改定されようとしています。国においては、これらが検討されているようですが、現段階でどのような状況なのか、国の動きについてお尋ねをいたします。

4つ目は、防災センターの建設と防災無線のデジタル化についてお尋ねをいたします。

防災センター、新世紀センターとも呼ばれていますけれども、わかりやすいように私は防災センターと呼んでおりますけれども、防災センターの考え方は今議会の市長の提案理由説明の中でもありましたし、防災無線のデジタル化の経過については、全員協議会の中でも説明をいただきましたが、多くの市民の方も関心を持たれていると思いますので、水頭議員の質問でも答弁がありました。改めて防災センターの建設予定地、規模、施設内に入る部署、また、そこを中心とする防災無線がどうなっていくのか経過を含めてお尋ねをいたします。

5つ目は、中心市街地の活性化についての各課の取り組みというか心意気をお尋ねいたします。

このことは言うまでもなく、議会の議決を必要とする第5次総合計画にも匹敵する構想として、平成24年に打ち出されたニューディール構想でも大きな事業であり、市民の関心も高いものであります。26年度予算もニューディール構想実現予算と位置づけられています。いろいろな過程はあったとしても、やると決まったら鹿島市行政としても一丸となって取り組む問題だという意見も申し上げてきましたが、利用を楽しみにしている市民のためにも、こんなことやあんなことに利用ができるということを直接的な事業名は挙がっていなくても、中心市街地の活性化を頭に描きながら進めていくという事業も含め、各課の取り組みをお尋ねしますので、未来の絵を描けるようなお話をお願いいたします。

最後にですが、60周年記念事業についてであります。

鹿島市にとってもですが、市民にとっても記念すべき年となります。早目早目の取りかかりを申し上げてきましたが、現在決まっている行事についてお尋ねをいたします。

これで1回目の総括的な質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えをいたします。

第5次総合計画につきましては、平成23年度から27年度までの計画といたしましてスタートし、現在3年目を迎えているところでございます。

御存じのように、第4次総合計画までは10年間の計画ではございましたが、最近の急速な少子・高齢化とか社会経済情勢の変化に対応すべく、スピード感を持った確な対応が必要であるとして、第5次総合計画から計画期間は5年間といたしておるところでございます。第5次総合計画の目指す都市像といたしましては、「みんなが住みやすく暮らしやすいまち」としておるところでございます。

進捗状況についてのお尋ねでございますけど、総合計画の主要部分を占める基本計画でございますけど、部門ごとに施策の展開方法、主要施策、目標を定めて5年間で集中して取り組む施策により構成をいたしておりますが、この中で目標を定めて5年間で集中して取り組む施策を事務事業の評価として取りまとめることにいたしておるところでございます。

まず、数値的な事業費ベースで申し上げますと、平成24年度までの2カ年間の各項目の進捗状況で、全体では44%の進捗率になっております。

大きな項目ごとで申し上げますと、第1章の農業とか林業、水産業の部門の産業の振興では50%、第2章の福祉、保健、医療の率におきましては45%、第3章の建設環境の整備では37%、そして第4章で教育文化の向上におきましては50%、第5章の計画実現のため、これは行財政運営でございますけど、28%となっているところでございます。

今後も取りまとめを行ってまいりますけど、中間年の平成25年、今年度末におきましては、全体で50%を超えるものと思っておるところでございます。この50%は、おおむね順調な進捗状況と判断をしているところでございます。

特徴的な取り組みといたしましては、産業部門の新製品の開発とか鹿島の食材活用など、生産、加工、販売の強化、農商工連携事業、そして新たな観光戦略などが順調に進捗をいたしているというものでございます。

福祉、保健、医療部門におきましては、子供の医療費助成の拡大など、子育て支援の施策が順調に推移をいたしております。

建設環境部門におきましては、定住促進住宅の整備、市営住宅の整備計画の着手、肥前浜宿の町並み整備などが挙げられます。

後半に向けましては、全般的な基本計画の見直しを行いまして、次期計画、これは第6次総合計画の設定を見据えながら、特に防災、減災、駅舎、駅前整備を含めた中心市街地対策、雇用対策、新エネルギー対策、保健、医療、福祉、子育て支援などをさらに取り組みを強化する部門もあるということで、そのように考えているところでございます。

次に、財政運営について申し上げます。

鹿島ニューディール構想全体事業費では、現段階では約70円、財源的には国庫支出金約19億円、市債が39億円、一般財源約11億円というふうに見込んでおるところでございます。その他、ニューディール構想以外でも小学校の耐震改修、市営住宅建設、そして橋梁改修等を含め、事業費は多額になるものと見込んでおるところでございます。

この結果、多額の市債を、市債というのは市の借金ということになりますけど、発行することになりますけど、今後、各年度の市債残高の見込みでは平成25年度で85億円、その後徐々に増加しながら平成32年度には約140億円になると見込んでおりますが、このうち臨時財政対策債約57億円を除く、いわゆる建設事業部門は約83億円となりまして、残高全体では平成12年度の138億円を超える数字となるものの、建設事業分だけでは平成19年度並みになるというふうに見込んでおるところでございます。

また、市債の償還額でございますけど、平成28年度までは徐々に減少をいたしまして、平成28年度で約9億円になる見込みでございます。その後は徐々に増加に転じますが、平成35年度には約14億円になると推計をいたしております。これは、平成20年度が約15億円、平成21年度が13億円でありましたので、それくらいの負担水準までは増加する見込みであるということで、これはあくまでも推計値で、あくまでも推計をいたしております。

指標的には交付税等の不透明な面もありますけど、実質公債費比率での推計では、平成24年度決算では10.3%であったものが、平成30年度までには徐々に減少し約7%、その後上昇に転ずるということを見込んでいますが、11%台で推移をするというふうに見込んでおるところでございます。

数字的には、決して楽観視できるものではないでございますが、後年度において過度の負担がならないように、基金等を有効に活用いたしまして、市民生活に影響を及ぼさないように注意を払いながら事業の延伸、規模の見直し等を行っていきたいというふうを考えております。

一方、基金でございますけど、平成25年度に策定をいたしました中期財政計画によりますと、平成25年度末の財政調整基金残高見込みは1,651,252千円でございます。公共施設建設基金は1,394,539千円となっております。3月の補正時点では、財政調整基金1,651,985千円、公共施設建設基金1,390,601千円とほぼ見込みどおりの基金残高となっております。今後の特別交付税等の交付決定額次第では積み立てを考えておりますので、基金につきましては推計どおりの推移をいたしておるものがございます。

中期財政計画では、財政調整基金、公共施設建設基金、徐々に取り崩しを行い、平成30年度末では財政調整基金980,000千円、公共施設建設基金4億円と推計をいたしておりますが、市債の発行抑制も考慮に入れながら有効に活用するものの、財政調整基金、公共施設建設基金も合わせまして10億円から12億円は確保しておきたいというふうを考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

竹下議員の質問に対する1回目の答弁の途中ですが、午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

4番議員の質問に対する執行部の答弁を続けます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

竹下議員の2項目めの質問でございます新エネルギーの活用はということについて御答弁を申し上げます。

当市におきましては、平成23年から27年の第5次総合計画の中におきましても、第3章建設環境促進整備の中で、自然環境の分野で新エネルギー導入促進、太陽光発電等の施策を掲げておりますし、また、今回作成予定でございます鹿島市地球温暖化防止対策実行計画案につきましても、行政主体の具体的な取り組みの項目といたしまして、太陽光発電システムの公共施設への率先導入等を掲げております。今後、計画予定の建物等につきましては、こういうものを踏まえた中で導入が検討されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

私のほうからは、教育を取り巻く環境の変化ということで、現状説明をということでございましたので、3点あったかと思しますので、お答えをしたいというふうに思います。

まず、週6日制の動きについてでございます。

まず、24年度の土曜授業の実施状況について御紹介をしておきたいというふうに思います。

全国全ての学校に対しての調査がっております。その中で、24年度、土曜授業を実施した校数が小学校で1,801校、パーセントといたしましては8.8%、それから中学校では966校、9.9%が土曜授業をしているという結果が出ております。ちなみに、県内では小学校で13校、中学校で20校というふうになっております。

国の動きとして、まず1つ目、土曜授業を推奨するという動きがございます。

まず、学校の休業日は学校教育法施行規則に規定をされております。祝日や土曜日、日曜日というふうに規定をされておりますし、また俗に春休み、冬休み、夏休みと言いますが、これは地方公共団体の教育委員会が決定をするものでございます。そのほか、特別の

必要がある場合、この限りでないという規定がございまして、必要に応じて土曜授業ができるということで、これに基づいて今現在土曜授業を実施しているところが、この規定に基づいて実施をしているところでございます。

昨年の11月に学校教育法の施行規則の改正がございまして、その特別の必要がある場合ということが、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合というふうに変更をされております。つまり、教育委員会の判断で休業日を定めることができるということで、そういうことで明確にされてきております。

また、平成26年度、国の予算におきましては、土曜授業の推進のための支援策ということで、土曜授業推進事業という委託事業が組まれております。もう1つ学校週6日制の法制化という強い流れ、動きがございまして。先日、下村文部科学大臣の記者会見でも示されておりますけれども、世論調査ではかなりの賛成といたしますか、土曜授業、週6日制に賛成という値が出ておまして、これを背景にして、今後さらにその法制化に向けた議論といたしますか、議論はもう持ち越していると、通り越していると、この方向は変わらないということでございますので、今後加速するものというふうに思っております。

続きまして、コミュニティースクールについて現状を申し上げます。

鹿島市のコミュニティースクール、学校運営協議会の設置の指定校ということで定めておりますけれども、平成24年4月から明倫小学校において設置をいたしております。

学校運営協議会の目的は、学校教育に掲げる地域の信頼に応える学校づくりの推進を達成するために、学校と保護者と地域住民が互いに意向を伝え合いながら、課題を共有するため、地域住民が学校運営に参加することで、地域にある学校として地域と学校一体となった学校に掲げる教育目標を実現することを目的といたしております。

明倫小学校、この2年間、学校運営協議会の委員は19名でございますけれども、各年およそ5回程度開催をし、登下校の見守り隊、学校支援ボランティアとの連携強化が進むとともに、地域の方が講師となった事業、あるいは各種イベントを通じて地域と学校の双方向の交流ができ、一定の成果があったものというふうに評価をいたしております。

学校運営協議会の設置の指定期間、3年でございまして、あと1年間でございます。3年間の成果を踏まえ、再度明倫小学校に指定をするのかどうかというのも今後判断をしないといたしません。また、明倫小学校ばかりではなくて、ほかの学校についても設置をどのようにしていくのかというのも26年度中には判断をし、決定をしたいというふうに思っているところでございます。

最後に、教育委員会制度の改革について現状を申し上げます。

昨年、4月15日、文部科学大臣の諮問機関でございます教育再生実行会議の提言がありましたけれども、それ以降、教育委員会制度の改革の動きが加速化をいたしまして、現在開会中の第186回通常国会にその案が提出をされ、審議をされております。

先日、3月13日で与党の合意案ができたということですので、これを紹介したいと思えます。

まず、これまでの教育長と教育委員長を一本化した新教育長というのを置くというふうになっております。首長が議会の同意を得て任命、罷免をできるということで、新教育長の任期は3年ということになっています。

教育委員会は、提言の中ではチェック機関ということでございましたけれども、その権限につきましては、教科書採択、また教育課程の編成、教育委員の人事などを専権事項とした執行機関という位置づけになっております。また、地方公共団体には、総合教育会議というのを設置し、首長が主催をし、首長と教育委員会が構成をして、時に有識者の参加を求める会議を開いて、そこで教育の方針、教育大綱についても討議をするというような内容になっております。

以上で答弁を終わります。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

私のほうからは、防災センター、（仮称）新世紀センターと言いますが、それと防災無線のデジタル化についてお答えいたします。

まず、新世紀センターの建設予定地でございますが、防災、あるいは防疫の対策拠点施設として市庁舎との連携等も踏まえ、市役所のこれまで大駐車場ということで検討をしてまいりました。しかしながら、これまで新世紀センターの公表と申しますか、それ以来、大駐車場に設置することで、駐車場の確保は大丈夫か、あるいはほかに検討する場所がないか等の意見もこれまでに数多く出されてきたところです。そのことから、現在、市庁舎側と申しますか、市道の駐車側エリアについても十分議論を深める必要があるんじゃないかということで検討をしているところでございます。規模につきましては、ほぼ幅が20メートル、長さといえますか、長い方向には40メートル、1フロアの800平方メートルの4階建てという規模で検討をしてまいりました。

それから、施設内にいる部署としましては、これまでの説明と変わりませんけれども、1階に水道課、下水道課、消防車車庫、これは鹿島分団第2部ということになります。それから、市の総務課で指導しております指揮広報車車庫、それから水防時の水防倉庫ということも計画しております。さらに2階になりますけれども、防災関係のモニター、これは無線関係、あるいは防災上の情報、さらには御質問のありました防災行政無線、そういうものを配置した執務室、それから一番重要な災害対策本部、それと消防団本部を計画しているところです。さらに3、4階につきましては、これは県の現地機関ということで、現在公表されました杵藤農林事務所、それと藤津普及センターが入居予定ということでございます。

続きまして、防災行政無線のデジタル化についてということですが、これにつきましては、基本設計を昨年12月に完了したところです。これには、災害時の一斉情報伝達手段ということで、これはスピーカー等の音声によるものですが、これを同報系というふうな言い方をします。親局を防災センターに設置し、さらに地元の区長さん方の意見を聞いて、なかなかこれまで音声が届かなかったというふうな地区等も考慮しまして、現在37カ所のスピーカー等がございますが、これを74カ所程度に増設し、国のデジタル化へ向けた動きに対応することで進めているところです。それと同時に、車等に積載する移動系という無線機がございます。これは統制局を防災センターに設置し、副統制局を総務課に設置する計画でございます。それと、先ほど申し上げました車載無線機というのを消防車等の積載車等で41台を計画しているところです。それともう1つは、当然電話等が不通になった場合等を考慮して、半固定無線機というのを避難場所17カ所等に設置するというので計画しております。最後に、移動用ということでの携帯無線、これを12台計画しているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

私のほうからは、竹下議員御質問の5つ目の中心市街地活性化について、各課の取り組みと心意気ということでお尋ねがありましたので、総括的に市民交流プラザ等につきまして御報告いたします。

まず、この市民交流プラザは、市街地の商業施設に鹿島市の公的施設を移転して、市街地のにぎわいの創出等を図っていききたいというものであります。複合施設というメリットを生かしまして、ただ福祉会館が中心市街地に移転するというのじゃなくて、それぞれの施設の相互利用、時間外とか休日の一般開放、そういうものを複合的に実証していききたいというふうに思っております。

そのためには、まずは市民交流プラザには窓口機能を充実させ、総合案内的なものを設置したいというふうに考えております。これは、ここの窓口に申し込めば市民交流プラザ全体の施設が活用できる、そういった仕組みをぜひつくりたいというふうに考えております。そういうふうにして、この施設が有効的に、効率的に無駄なく活用できるというふうに考えております。

そして、もう1つは、新しい形での連携であります。市民交流プラザを開設した後は、市の施設、地元の施設、例えばピオの商店街、地元の商店街、または商工会議所など、新しい連携を図って中心市街地のにぎわいの活性化に資するものになればというふうに考えております。

もう1つは、町なかの防災拠点として、ここの緊急避難所、または災害備蓄品の保管場所、

そういったものを設置したいというふうに考えております。

こういうふうなものを複合的に活用することによって、中心市街地の人の流れをつくり、それがひいて中心市街地のにぎわいの創出に資するものになる、そういったものを目指していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

栗林福祉事務所長。

○福祉事務所長（栗林雅彦君）

私のほうからは、福祉事務所の移転、各種公的施設の移転についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、3階のフロア、今回移転します市民交流プラザ、仮称でございますけれども、3階のフロアに老人福祉センターの機能と社会福祉協議会、身体障害者協議会の事務局の移転を考えております。

老人福祉センターの目的は皆様方御存じのとおり、鹿島市の老人に対しまして各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営んでいただくことといたしております。そのために、老人福祉センターの機能として、生活の相談や健康との相談を目的とした相談室、身体的な衰えを予防する目的で設置する機能回復訓練室、また大きな畳の集会室、ここでは囲碁や踊りや大正琴を楽しんでいただきたいというふうに考えております。また、そういったことの後にゆっくり休んでいただくための娯楽室、教養を高めていただくためや趣味を広げていただくために図書館の設置、それから浴場、多目的トイレを含むトイレを設置する予定といたしております。

60歳以上の多くの方々に自由に来ていただきまして、運動能力の維持や娯楽等での雑談、共同入浴等を通じて孤独感からの解放、また、いろいろな生活の相談や余裕のあるスペースを利用した世代間を超えた交流等を行える施設になるようにというふうに考えているところでございます。

4階につきましては、常設の広場を持った子育て支援センターを考えております。

この子育て支援センターは、家庭で子育てをしている人々を対象に、親子で自由に利用してもらえるように全天候型で解放したスペースを持った施設です。また、晴れた日には屋外に出られるようなスペースも確保できるようにと考えております。今まで鹿島市は、常設の全天候型の広場を持つ子育てのための施設はなかったわけですが、今回この施設を新設することにより、親子で常設の広場を使い、自由に遊んでいただき、子育てに関して親同士の相談や親子の触れ合い、また同じ子育て世代の親同士のつながりや連帯感も育てていただければというふうに思っているところでございます。

この支援センターには、専任の指導員等を配置する予定をいたしておりますので、育児相談や子育ての悩み等の相談を受ける体制を整えていきたいというふうに思っているところでございます。

また、妊娠中の妊婦の方も子育て支援センターを利用していただき、同じ母親同士、また先輩の親としての育児体験を通じ妊婦等に接していただき、子育てに関する不安や悩みを解消できるものというふうに考えているところでございます。

さらに、子育て支援センターと同フロアに障害を持つお子様のためのすこやか教室の移転を考えております。

すこやか教室は、児童発達指定を受けた事業所として、個別にお子様の状態に合わせ、専門の理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、音楽療法士の指導のもと支援を行う施設でございます。この施設には、学齢期の障害児を対象に夏休み期間の活動場所を確保し、成長を促す指導員を配置し、規則正しい生活を送れるように実施しておりますひまわりスクールの併設、並びにコスモス文庫、おもちゃ図書館でございますけれども、同じスペース内に設置する予定といたしているところでございます。

このように、この施設を幼児から高齢者までゆっくり集える施設としていきたいというふうに考えているところでございます。

また、4階には高齢者大学が利用する講義室等もございます。余裕のスペースもたくさんございます。このスペースを有効活用することにより、さらに世代間の交流も深めていただければというふうに思っているところでございます。

このように、さまざまな年齢の方がこの施設に多くの方が集まることが私どもの考える市街地活性化というふうに考えております。

福祉事務所の構想としては、以上のとおりでございます。

○議長（松尾勝利君）

澤野生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤野政信君）

私のほうからは、鹿島公民館が移転予定をしておりますので、これについて御説明を申し上げます。

3月3日に全員協議会で議員の皆さんには執行部のほうから平面図等も御提示があっておりますので、施設についてまず最初に御説明をしたいと思っております。

今現在の鹿島公民館の施設といたしましては、福祉会館の3階、214平米でございますけど大会議室、それと35平米の中会議室、それと16平米の和室ということで、3部屋ございます。これが、ピオの3階のほうに移転することに伴いまして、音響設備、スクリーン、プロジェクターを備えた190平米の大会議室、これは現状より少しだけ狭くなりますが、長机で2人掛けで120名、3人掛けで180名を収容できるということになります。

それとあと通常の会議室として、50平米の会議室、32平米の会議室の2部屋、それに32平米の和室、新たに今度はIHのキッチン台を7台備えたキッチンスタジオを設置する予定でございます。

これらの施設につきましては、公民館事業が優先いたしますが、公民館事業として使用していない時間には、市民の皆さんが自由に使用できるということになります。施設の使用申し込みにつきましては、今までどおり公民館事務所で3カ月前から予約ができますし、先ほど企画財政課長が申したとおり、全体の会議室の予約については総合案内で集中管理をするという計画でございます。なお、運用面での詳細につきましては、今まで検討を重ねてまいりました関係各課で組織する庁内調整会議にて今後も詰めていくということになります。

また、市民アンケートで要望がございました学生が帰るまでの空いた時間、勉強できる居場所づくりとして公民館の施設、会議室の並びになりますけど、26平米の学習室を設置する予定でございます。これにつきましては、密室にならないように片側の壁を取っ払っている計画でございます。

あと、生涯学習課として、ピオの3、4階の活用、連携といたしましては、先ほどございましたけど、4階には子育て支援センター、すこやか教室が移転予定です。これらの利用者が子育て世代ということで、親子料理教室とか、そういう子育てをされる世代の方々へ整備を予定しておりますキッチンスタジオの利用促進の御提案をしていきたいと考えております。

また、3階には老人福祉センターが移転しますので、生涯学習課が担当しておりますヒカルの碁鹿島スクールですね、この中で高齢者との触れ合い囲碁交流とか、そういうのを実現に向けて取り組みたいと思っております。

最後になりますけど、3、4階には交流イベントスペースが多様な用途に利用できるように一応設置をする予定でありますので、市民の皆さんや今、公民館を利用されておりますサークルの皆さんの展示の発表会なども実施できればと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

商工観光課といたしましては、現在進めておりますピオを含めた中心商店街の活性化策を引き続き推進したいと思っております。

そのほかの取り組みを2つ説明いたします。

中心市街地の商店街であります中心商店街連合会は、6つの商店街の集まりであります。その中にピオも含まれております。その連合会が主催者となりまして、今年度碁式献上1100年記念として、「囲碁の市」と称し、加盟29店舗による一斉セールや抽せん会、ピオを会場とする囲碁大会が開催されました。

この事業は、経済産業省の補助事業で、地域商店街活性化事業助成金を活用したものでございます。これは、商店街の直接の補助事業であります。今後もこのような事業をピオも含めた中心商店街連合会が主催となりまして実施する計画でありますので、市といたしましても積極的に支援していきたいと思っております。

また、市民交流プラザの交流スペースの情報コーナーなどで、商店街のランチの食事の情報とか一店逸品の情報、商店街のイベントの情報など、情報発信を積極的に行っていければと思っております。交流プラザ利用の前後に商店街を回遊していただけるような工夫を進めていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

土井保険健康課長。

○保険健康課長（土井正昭君）

保険健康課からお答えをいたします。

保険健康課は、高齢者の介護予防を実施する拠点、それから高齢者の社会参加への拡大を図る拠点として市民交流プラザを活用していくことで、中心市街地の活性化に寄与したいと考えております。

保険健康課では、高齢者の交流活動の場としての老人福祉センターの役割に加えて、介護予防を実施する一拠点として役割を図りたいと考えているところです。

介護が必要になる前の状態にある方を対象として、生活機能の維持と向上のため、効果的な介護予防事業を推進したいと考えております。具体的には、今回市民交流プラザに移転する老人福祉センターの施設内に機能回復訓練室の配置が予定をされており、保険健康課としてはここにトレーニング器具などを設置し、パワーリハビリのマシンを使った運動機能向上のための介護予防教室などを実施するなどの事業を展開したいと考えております。

それから、もう1つ、高齢者の社会参加への拡大を図る拠点とするためには、高齢者の方がみずからの経験や能力を生かし活動することは、生きがいつくりの一つの手段でもあり、活力ある地域社会をつくる上でも重要であることから、積極的な交流が図られる機会と場の整備を行い、高齢者の社会参加の拡大を図りたいと考えているところです。

そういったことで、今回ゆめさが大学や市の老人クラブ連合会のほうが、市民交流プラザへの移転を機に、活動の充実や世代間を超えた交流が、ゆめさが大学の学生や会員以外の高齢者との交流などが期待できると思っておりますので、これらの団体の窓口として活動しやすい体制を整えていきたいと考えております。

以上のように、保険健康課としましては、高齢者保健福祉計画を推進するための拠点として、市民交流プラザを活用し、介護予防事業や高齢者の方の外出の機会をつくることで、家庭への閉じこもりを予防し、いつまでも生きがいのある生活を送れる活動を支援していくことで中心市街地の活性化を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

済みません、60周年記念事業のこの答弁が抜けておりましたので、改めて御説明をいたします。

市政60周年記念につきまして、主に基本的なコンセプトとしては、この60年の鹿島の歴史を振り返り、見詰め直して、改めて鹿島の未来に向かって新たな一步を踏み出していきたい、そういうふうを考えます。

大きな柱として、4つコンセプトを考えております。

1つ目、これまでの先人たちが築き上げたものを振り返る、2つ目、市民の元気が出るような、市民も参加できるようなイベントを行う、3つ目、ものづくりを土台として、鹿島のものづくりに焦点を当てた事業を実施する、そして4つ目が、未来の子供たちに大きな思い出として残るような、夢が膨らむような事業を展開したいというふうを考えております。

今、庁舎に大きな横断幕を設置しております。そしてまた、バイパス沿いにも横断幕等を設置する予定であります。この60周年記念事業の1番目の事業としては、3月26日に旭ヶ丘公園桜まつりの電飾夜桜100周年が始まります。そのイベントがこの60周年の1号の行事ということになります。

今後、どのようなイベント等の展開をやっていくかということですが、まずメーソンの式典事業後、10月26日に開催をしたいというふうを考えます。この式典では、鹿島市の一斉功労者への鹿島市からの表彰、また、名誉市民の授与式をここでとり行いたいというふうを考えております。そして、御結婚60周年、いわゆるダイヤモンド婚という、御結婚60年の夫婦の方を御紹介して、記念撮影等も行いたいというふうを考えます。そして、市政要覧の作成等もいたします。市民参加型のふれあいイベントとしてふれあい動物園、働く動物を集めてのふれあい動物園、そういったものと考えています。鹿島のゆるキャラを初め、多くのゆるキャラを集めるイベント等も企画いたします。あとは、検定クイズ等も実施をいたします。そして、未来を担う子供たちのイベントとして、保育園、幼稚園から高校生に至る演奏会、舞台発表等も計画いたしております。

小学校にお願いしていますのは、鹿島の百物語発表会ということで、地元にあります民話とか、伝説とかそういうものをぜひ発掘していただいて、小冊子にまとめて発表していただくのも計画いたしております。また、市政60周年を記念した少年の夢発表会等も実施をいたします。歴史を振り返るイベントとして、いろいろな企画展示、昔の鹿島の写真とか、そういったものの企画展示を行いたいというふうを考えます。

その他のイベントとしては、記念講演会とか、あと市政60周年の記念切手シートの作成、

また鹿島人のいろいろなイベント、鹿島ガタリンピック、鹿島おどりとかそういったものをぜひ冠イベントとして実施をお願いしたいというふうに考えております。

最後になりますが、民間のイベントへの支援として、鹿島市政60周年を記念して実施をしていただく民間イベントへも支援金等の交付を行いたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

はい、ありがとうございました。おかげさまで残り時間も23分となりました。

それで、私の話より市がどういうことを考えているかというのを聞きたい人が多いと思ひまして、今回いろんな話をさせていただきました。幾つか質問をいたします。

5次総の中で、順調に進んでいるということでした。今度人口見込みを、この中で前回23年度聞いたときには人口減少に歯どめをかけたいという目標もあって3万1,000人に設定しているんだというようなことが答弁でありましたけれども、そろそろ人口減少時代というのをちゃんと受けとめて、これを見据えた政策をするために、現状の人口予測に基づいた数値を掲げるというような計画はないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

現在の総合計画では、鹿島の人口目標3万1,000人として掲げております。先ほど議員言われましたように、やはり自治体の基本的な目標というのを、人口を維持する、ふやす、そういった目標を掲げる必要があるかというふうに思います。ただ、現実的にはなかなか難しい部分もあります。そういったことで、今ちょうど総合計画の見直し、6次の計画に向けてどういうふうな総合計画の基本構想をどういうふうにまとめるかで議論をしておりますので、その辺でこの人口をどうするか、そのあたりを十分議論をして、次期の計画では一定の結論を出したいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

もう1つ、総合計画に関連してですけれども、今後市債がまたふえていくというようなことも言われておりました。後年に借金を残していくというような考え方もありますけれども、これは一定評価できる、起債を組むということは事業をしていくときに評価できる部分もあるんだろうというふうに思います。このことについて、箱物建設と市債との関係みたいなことが説明していただけたらと思いますけれども、お願いできますか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

市債につきましては、多額の事業費を建設年度の市民で負担するのではなくて、その完成した施設が恩恵を受ける年代でも応分の負担をしていくんだよという性格も持ち合わせております。つまり単純にいいますと数億円単位での規模で事業を行う場合、単純に市債を発行せずに、その実施年度のみで負担することは、その年の市民が全ての負担を負うということになってしまいます。そうすると、施設から受ける恩恵と負担の関係からして市債を発行し、後年度も、先の年代でもですけれども、その施設の恩恵と財政的負担を広く負担し合うというのが、この市債を持ち合わせることにしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

はい、わかりました。

単年度でやると、その年だけに負担がかかると。建物あたりはずっと長く続いていくものだから、みんなで分け合って負担しましょうというようなことなんだろうというふうに思いました。

もう1つ、臨時財政対策債のことについてですけれども、これは100%交付税で措置がされるということですので、今回の説明を聞きよっても、まず市債全額が来て、それからこの分は何かというような差し引くというようなことで、わかりづらい点もあります。思い切って説明をするときには分けてしまうというような考え方はないのでしょうか。市債については、通常の建設あたりに出した市債だけを説明をするというようなことはできないでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

臨時財政対策債は、先ほど議員おっしゃられているとおり、普通交付税を配れない分を市債を発行して、その償還分は国で見ますよという起債であります。当然、後年度、国が交付税100%見てくれますので、普通論議する場合には、いわゆる建設地方債、臨時財政対策債を除いた分が議論の対象になってしかるべきだろうというふうに考えております。

ちなみに、先ほど副市長申しましたとおり、建設地方債分だけで申しますと、32年度で83

億円というふうになります。これが仮に臨時財政対策債を含んだ仮の数字になりますと140億円というふうになりますので、現実的に論議すべき地方債については83億円ということで把握していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

臨時財政対策債が始まる前までは、建設の地方債だけやったもので、それと並べ比べするためには、それだけにしてもらったほうがわかりやすいと思います。

続いて、新エネルギーの問題です。

次の総合計画をつくるときの柱の一つというようなことで、新エネルギーのことも申されました。

そこで市長にお尋ねをしますけれども、鹿島市は新エネルギーの活用について積極的に取り組んでいかれるのか、それとも消極的に取り組んでいかれるのか、この点についてお尋ねを申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えいたしましょう。

消極か積極かと、あんまり2分割した質問というものなかなか難しい面があるんですが、事例で申し上げますと、今度中木場ダムに水力発電所ができますね。もう1つは、新しい東部中学校の屋上に、やや試験的な意味合いもございまして、太陽光の発電装置がつくことになります。そういうことを踏まえて考えますと、当然市政としては積極的だと。ただ新エネルギーの中で何が一番いいだろうかといったときに、地勢的なものとか、そういうことから考えると、豊富にあります水を何とかして活用できないかなというのは一つのテーマだと思います。最近、研究が進んでいまして、ほとんど落差がないといいますか、幅が狭くても、落差がなくても、水の流れさえあれば発電はできるというような、非常に性能のいい発電機もできております。

もう1つは、そういう部分と違いまして、植物とか、いわゆるバイオを使った発電のことを検討できないだろうか。そのときに、私たちのまちには片方で生産物をつくるという土地がある程度豊富にございまして、荒廃地があると。じゃ、それにかわるものとして何かバイオの発電の材料になるようなものがないだろうか。今一番可能性があるのは、私自身で勝手にといいますか、1つ挙げますと、ヤトロハという、南洋アブラヤシというのがございまして、これが取り入れられるか、られないか、これは本当に試験的なといいま

すか、実際取り組んでみないとわかりませんが、もしこれが本格的に活用できるのであれば、現実にかつてインドネシアで日本の軍隊がこれを使って零戦を飛ばしたという経験がございますから実績がございますけれども、それはどういう意味じゃなくて、そういうものを活用できないか。あと、風力とか地熱というのは、なかなかこれはちょっと私たちのまちとして取り組むには、やや負担が大きいというよりも可能性として少ないかなと思っております。

いずれにしましても、積極的にそういう研究はしないといけないと、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

ありがとうございます。原発の問題までは触れませんが、新エネルギーについては積極的に取り組んでいこうという市長の考えをいただき、ありがとうございました。

そこで、環境下水道課の課長には要望をいたします。このように、市としても積極的に取り組んでいこうということですので、最終処理施設のところに太陽光はどうだろうかとか、放流水を使っての小水力発電はどうだろうかとか、今まで言われたこともあります。私は防犯灯をLEDと太陽光で部落との合い中のところに建てられんだろうか、いろんな提案が来ていると思います。これを積極的に研究していただければというふうに思います。

教育問題については、残念ながら教育長が出席できておりませんので、6月の議会に鹿島市の取り組みについてはお伺いをしたいというふうに思います。

それから、60周年の記念事業については、先ほど課長のほうから説明をいただきました。書きとめようと思いましたが、なかなか書きとめられないということもありますので、幸い、鹿島市市報を出しておりますので、これに10月26日がメインの行事でありましたら、4月号からにでも特集を毎号少しずつ、もう少ししたらこういうことがありますよ、申し込みこうですよというようなことをしていただければ、市民の盛り上がりも出てくるんじゃないだろうかというような御提案をしておきます。

防災センターにつきまして、大駐車場のときにはこだわらないと、研究をしていくということでありました。水頭議員のときの答弁と考え合わせますと、市民会館の建設についても検討がなされておりますので、その検討委員会で一緒に場所についても検討をしていただくというふうに、はっきり考えていいのでしょうか。再度お願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

新世紀センターにつきましては、場所の問題につきましては、いろいろな皆様からの御提言、御心配、たくさんいただいております。そういう中で、我々としましてもいろいろな案

はあったわけでありませけれども、もう一度いろいろな観点からやはり研究をし直す必要があろうと認識をしております。

そういう中で、先ほど議員からありましたように、市民会館の建設の研究委員会の中での御提言もありますので、そういう中での御提言も踏まえ、議会からの御意見も踏まえながら、この中川エリア内での、今度は防災センターでございますから、検討する中ではまた再度防災の問題、水害の問題、それからやはり総務課長申しましたようにアクセスの問題、使い勝手の問題、いろいろな面があろうと思います。そのあたりを専門的な、技術的な検証、知見もいただきながら、総合的に早急に検討し、判断を検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（松尾勝利君）

4番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

行政が一度出した計画を、また再度場所について考え直すというのは大変なことなんだろうと思いますけれども、ひとつよろしく願いをいたします。

それから、あわせて、これは県との関係もあったかと思えます。時期的な問題もあると思えますので、十分県のほうともすり合わせをしながらよろしく願いをしたいと思えます。今、中川エリア内ということがありましたので、もう私が言っている山の上ということはないんだろうと思ひながら、それでは、もう防災センターが使用不能になったときのことを考えたとき、代替災害対策本部というのをあらかじめ指定をしておくことは考えられないだろうか。何かあったとき右往左往してもしようがないですので、陸上競技場でありますとか、高津原の公民館でありますとか、鹿島高校でありますとか、高台にあってある程度の広さを持っているところ、ここに簡単な無線基地になるとでしようけれども、初めから指定をしておくというような考え方はできないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

災害というのは、もしもということも考えながら練り上げていかななくちゃいけないと思ひてはいます。そういう中で、今回防災センターにつきましても、極力そういうことがないような形で場所の選定、それから建物、デザイン、構造、それは考えていくということで考えておりますが、再度ありますように、いろいろな想像できないような災害も今後起きるやもしれません。そういう場合には、やはりいろいろな手だても考えておかななくちゃいけないと思ひております。

そういう中で、今回、防災無線、それから新世紀センターをつくる中で、ぜひそのあたりについてもバックアップ機能も頭に入れながら、制度設計をつくっていかなくちゃいけない

かなと思っているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

もう1つは、防災無線のことです。

移動系の無線でつながりづらいという山間地のことについてですけれども、これをカバーするために、今、大変普及をしております携帯電話、これを公用で何台かそろえておいて、その代替へというのですか、山間地に行く場合はそれを携帯させるというような考え方、これはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

松浦総務課長。

○総務課長（松浦 勉君）

山間地でのなかなか無線の入りづらいところに携帯電話で対応できないかということであります。

この移動系の無線のシステムの利点といいますのは、最大一斉の情報伝達ができるということと、それぞれの無線から本部への連絡ということになるわけですけれども、当然山間地のつながらないところは中継等も必要になってくるし、あるいは携帯電話については、基本的に年間の維持費等はわかりますので、今後無線機との比較検討もしながら、台数等を実績の中で必要性を検証していきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

はい、ありがとうございます。

携帯についても、グループ登録あたりをやれば、費用面についても安くなるしというようなこともお聞きしております。ぜひ、ひとつよろしくお願いします。

一番大事な市民プラザのことについて、時間がほとんどなくなりましたけれども、1つ利用できる時間、これは何時から何時までになるのかをお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

打上企画財政課長。

○企画財政課長（打上俊雄君）

現在、施設によっての時間帯も違うと思いますが、鹿島公民館なんかは夜の10時まで利用できますので、基本的には今のサービスレベルを落とさないような時間設定を考えたいというふうに思っております。できれば、市民交流プラザ、3階、4階ですね、なるべく時間が長く使えるように、そういうふうに運営をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

それから、駐車場や建物の周辺を使って、物を物販する、そこを市のほうである程度整備をしながら家賃を取らずに使用させるお試し期間というようなのをを使って、チャレンジショップみたいなことでできないだろうかと思っておりますけれども、こういったことの取り組みはいかがでしょうか。商工観光課長になるのですかね。建物の周りに物販車とかテントとかでの販売のことについてです。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

駐車場や建物周辺での物販につきましては、スペースが許せば可能ではないかと思えます。このことが、福井議員が言われたマルシェ事業等につながっていけばと思っております。ただ、どの場所がいいのかということは、検証の必要があるかと思えます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4 番（竹下 勇君）

はい、済みません、走り走りになって。

ぜひそういうときに、既存の店舗だけじゃなくて、いろんなところからいろんな人が出てきてやれるというようなことで考えをしていただきたいと思えます。

それから、物販についてですけれども、3階、4階のところで、以前、市民会館の中がありましたように、母子連であるとか、いろんなそういった半公共的な団体の方が弁当を売ったりパンを売ったりというようなことは可能でしょうか。それとあわせて、会議室でそういうのを食べるというのは可能でしょうか、お尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

迎市民部長。時間がありませんので、簡潔にお願いします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○市民部長（迎 和泉君）

簡潔にということでございますので、簡単にお答えしますが、まだその内部までは検討しておりません。ただ、当然食事をする場所、あるいは飲み物、こういうものについては必要になるかと思えます。この辺は、少し前向きに検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

4 番竹下勇議員。

○4番（竹下 勇君）

これは前の市長からもよく言われておりました、際を取り除けというようなことを言われておりました。チーム力でぜひ仕事をしていただきたい、既存の課という枠組みを融合させて、いろんな人の力を寄せ合って、この事業を成功させていただきたいとお願いしまして、終わりにいたします。

○議長（松尾勝利君）

以上で4番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。2時10分から再開します。

午後2時1分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

12番議員中西裕司です。一般質問をいたします。

先日、小学校、中学校での卒業式がありました。次世代を担うみんなの晴れがましい未来へ続くたくましい姿を拝見することができました。私は古枝小学校に行ったのですが、橋口校長先生の贈る言葉の一つに、「一瞬一生」という言葉がありました。校長先生説明いただいたのですが、私は余り覚えていません。でも、「一瞬一生」、何かわかるような気がします。今、我々が、私たちが生かされていること、そのことが続いていく、一つ一つがつながっていく、そのことであろうと私は思っております。

私の一生もあとわずかであります。余り長くはありません。でも、次世代につなぐ物事を、いわゆる今こそ、今のときに宿題を次世代に与えていく、これも私の大きな仕事であろうと、そのように考えております。未来を信じて、次世代が幸せな生活ができるよう、私はきょうこの日を提案の場としておきたいというふうに思います。

一般質問をいたしますが、それに先立ち予算の特別委員会がありました。特別委員会で私が言ったことに、1つは、環境の問題で学校の校庭の芝生化という問題を申しました。予定はないそうです。あと今、陸上競技場の横にBグラウンドがありますが、Bグラウンドの芝生化も提案をいたしました。これは今、鹿島に住んでいて、サッカーを中心としたスポーツの若者たちの大きな要望であります。これももう既に2年以上たったと思っております。

そういう中で、私は自分が住んでいるまちに自分たちが何ら恩恵を受けない、そのような気がしておるわけです。このまちに育ち、そして住んでいこうという人たちの気持ちが反映されていない、十分ではない、そのように思います。

もう1つは、先ほど竹下議員のほうからもありましたが、エネルギーへの問題であります。

私は今回、東部中学校のほうに太陽光電をつけるというお話を聞きました。そのときに感じたわけでありますが、公の施設に対して太陽光電を設置するための事業を別に立ち上げるべきだと申しました。いわゆるファンドを設立するということであります。そのことについても、そういう考え方もまだ研究していないということでもありますから、このことについてはぜひ研究をしていただきたいと思います。市民の環境への関心を高めるためにも、市民一人一人が出資をしていく、そういうことも大事ではなかろうかなと思っておるわけであります。

もう1つは、中心商店街の中心市街地の活性化ということで、プラザとの関係で、今、御説明があったとおりであります。ピオの3、4階についてはそれなりのものできつつあると思いますが、それと連携をしていく中心市街地、ないし中心商店街については、従来どおりの予算しかつけてありません。中心市街地、ないし中心商店街のピオとの連携した事業を行うという割には、従来予算で終わっているというところに私はこの計画の歯がゆさを感じます。連携をしない以上、活性化はできません。その連携をしていく方策をするための予算が今回なされていません。従来イベント等のやり方であります。それで果たしていいものかどうか、私は疑問を感じておるところであります。

もう1つは、定住促進のためのさまざまな意見を特別委員会等で発言をしましてまいりましたが、これは私が委員長の時だったと思いますが、定住促進条例の制定を提案したことが昔あります。これは光武議員が副委員長をしていただいて、まとめていただいたものと私は思っております。そういう中で、今回、定住促進のための住宅が普通の市営住宅とは別枠で募集をされておるといのもわかりますが、これは稲富議員が後ほど質問をいたしますので、これくらいにしておきたいというふうに思います。

そのように私は今回、特別委員会、あるいは今回の予算の委員会を通じて発言をしましてまいりました。よしあしはあると思いますが、一人の議員のつぶやきと思って御参考になればと思います。

本題に入りますが、先ほど副市長のほうから中村議員の質問に対して、不動産鑑定士関連の法律に基づいて、登録と許可という問題がありましたが、私は副市長の間違いだと思しますので、訂正をするなり、自分の考え方を改めて申してください。そうしないと、今後の私の質問に支障が出てきますので、はっきりした法律に基づいたことをお願いいたします。登録と許可というのは、法律行為が全然違います。その点を確認をまずしておきたいと思いません。

それで、市長は就任以来、丸4年たとうと思えます。4月は市長選挙であります。市長は自分の成就されたもの、できなかったもの、それぞれ市民の判断を受けることになろうかと思っております。今回、市民の団体からは市政に対する監査請求の提案がまた提出をされております。別の問題であります。これで4回目になろうかなと思っておりますが、回数がそのようにして多くなっております。市民の意見をどのように捉えていくのかも市長の今後の責

任であろうというふうに思っております。確かに監査委員は独立した機関でありますので、監査委員会は監査委員会の仕事をしていきます。行政はそれに対しては事前に打ち合わせをするとか、あるいはその状況を聞くということとはできないと私は理解をします。市長は委員会の中でも強いてコメントできないということをおっしゃったのは、まさにそうであります。しかし、それは監査委員会と行政との問題であります。行政と市民との問題であろうかと私は本来思います。行政の手続が先なのか、市民と市長の間を取り持つ関係が優先するのか。私は市長と市民の問題が優先すると思います。したがって、今回の選挙に市長は立候補の予定をされておりますので、市民からの判断を受ける、いわゆる行政評価を受けるという形になろうかと思っております。

まだ我がまちには自治基本条例がありません。市民と市長との間がまだはっきりした形ではないわけでありまして。今後、この問題は大きな問題になろうと私は思っております。議会は議会の基本条例の中で議会と市民との関係をうたっておりますので、それを参考に自治基本条例は将来早いうちにつくるべきだなと私は思っております。

そこで、具体的に聞いてまいります。

市長は鹿島ニューディール政策を市民に提言をされました。そのいきさつは多々聞いておりますけれども、私が一番気になったのは、県の再編計画に基づいて、県の出先機関である土木事務所、農林事務所が移転する可能性がある、移転をされてしまったら、鹿島市の弱体化がまた始まる、それを阻止するためには土木、農林両機関を残すということのための運動を区長会を通じて市民にお願いされたところであります。

私は当然、市長は土木、農林を残すための手だてを今までされてきたと思い、そのときそのときの質問をしてきました。県の偉い方との約束だから、今の現状での交渉事については控えたいというのが従来の答弁であります。ただ、今回、いみじくも農林の関係は残るけれども、土木については武雄に行きますと、武雄農林の分は鹿島に参りますということで、県の出先機関の再編計画の中で打ち出されたことについて説明を受けられたようであります。私たち議会も、私は疑問に思ったんですが、何で直接県の機関から我々が説明を受けなきゃいけないのか、わからなかった。あるいは区長会の方も県から直接受けられておる。私は思うに、まず市長が、土木、農林を残すために今回の公的施設の移転やさまざまな問題が出てきていると私は思うわけです。ピオへの公的施設の移転もそうです。その前提となるそのことが大きな違いがあるにもかかわらず、市長は何ら議会では説明をしておられません。私はそう思います。というのは、自分が土木、農林を残すんだという強い決意のもとに、今回の事業が玉突きみたいにしておるわけでありまして、その前提条件が崩れたということについては何らかの説明がなければならない、私はそう思います。お願いをしたけれども、できなかった、自分の能力不足である、努力不足である、その反省に立たなければ、私たちは鹿島ニューディール政策というものについていつまでも不信感が漂うわけでありまして。

それならば、新世紀センターというなるものが最初でいいじゃないか。何でピオのほうが先なんだ。物事の順番としてもおかしい。そして、今、3、4階の利用計画が発表されている。まず、ピオの移転ありきが優先したために、今、子育て支援施設をつくるとか言われる。逆なんです、考え方が。まず、今後の少子・高齢化に対する手だてをまずすること、そして、場所を選ぶこと。中村議員は6地区にいろんなところに配置したらどうですかとおっしゃっている。私も実はそう思う。でも、中心市街地の活性化ということだったから、私は別の場所を提案した。それに対しては、金がかかり過ぎるということではなかった。本当に検討したとは思えない。今の福祉会館の3.何倍かに広がるままでの計算をしているから、そのようになつたにすぎない、私はそのように思っているわけです。

今回のニューディール政策の前提条件が破綻をした。したがって、物事を、事業を進めていく上では多少なりとの時間をつくって、市民との意見を改めて聞く、そのようなことの作業をしなければいけないだろうと私は思っているわけです。それが行政の公平、公正、公開の3原則に基づく役所の仕事だと思っておるわけです。僕はその原則が崩れていると思いますので、あえて質問をしているわけであります。

新世紀センターの内容については、あるいは場所については、まだ流動的ではありますが、なぜ新世紀センターが5階から4階建てになって、3階、4階を鹿島の農林事務所に来てもらうことになることになっているということ、このことについてまず説明をいただきたいと思います。

そして、次に、中心市街地の活性化の問題であります。

ピオが3、4階に公的施設を移設することでにぎわい感を取り戻し、中心市街地の活性化になると言われますが、先ほど私が指摘したとおり、来年度の予算については特別な手だてがなされておられません。連合会のほうに相談をしてと言いますが、連合会の組織というのはどういう団体なんですか。任意団体でしかありません。もう少ししっかりした仕事の仕方をしてほしいと希望するものです。

中心市街地の活性化の計画は、既にでき上がっているはずなんです、私の今回の資料要求なり、あるいは情報公開条例に基づく資料要求なりについては、いまだ明らかにされないままです。これは課長のほうからまだ決裁がおりていないのでということでありました。じゃあ、中心市街地の計画は中身はどうなっているんですか、私は改めて聞きたいですね。そうしないと、ピオのこととか、あるいはそれ以外の公的な施設の利用とかというものについては、何ら意見がわかりません。市民の声もわかりません。それが出てからでもまだいいのではないかと。いつも僕は言いますが、事業を行うための後づけになってしまっているのではないかと。行政の手法としてはおかしいでしょう。まず、原因があって、計画を立てて、そして、事業を行って、そして、行政評価というものを受けるというね、このサイクルをきちっとした形でなされねばならないと思うわけであります。そのように中心市街地

の活性化の計画との連携とといいますか、連動とといいますか、そのようなものに対するものが少ない、希薄である、そのように思います。

あと入札の問題があったと思いますが、これは今回エレベーター工事についても建築一式のAの業者に発注をされたということで、従来、鹿島市の入札制度に関することは踏襲をされておるという理解のもとに、これはよしとしたいと思っております。ただ、きょう、中村議員の質問の中ではっきりしてきたことは、工事と物品納入と業務委託というのがある。不動産鑑定士の鑑定業務は物品納入、あるいはリースのものと同じだというふうに言われる。本当にそうなんですかということをお聞きしたいと思います。入札制度にそのように書いてありますか。確かに私は実績をいただきました。いわゆる入札の積算内訳書を出していない、25年度ですね、工事については全て出ているようであります。あと物品購入とリース料に何件かある。それと、今回、不動産鑑定士のものが内訳書を出していない。でも、それで事務手続は済まされておる。非常に不適切な手続だと行政は理解をしておるようでございますが、私にとっては入札そのものが無効である、そのように考えるわけであります。これは一つの例をとって申しましたが、積算内訳書については工事については全て出ているということでもあります。その確認だけはさせていただきました。

それと、あと中高一貫教育の問題でございますが、これは今、教育長がいらっしゃらないので、きょうは聞けないのは非常に残念です。私には後がありませんので、今回、中高一貫教育、あるいはそうでなくて、東部中学校の大規模な改修工事に伴い、なぜ小中一貫の話が何にも出なかったか、残念です。委員会では何もなかった、出なかったという報告を受けております。非常に残念です。僕は小中一貫校が全てだとは言わないけれども、そのような議論をもう始めてもいいではないかと、そのように思っていたものですから、きょう教育長お休みですので、またの機会というわけにはいかないんですが、自分なりの理解をして、このことについては終わりたいと思います。

不適切なことについては、副市長のほうから先ほどからあっておりますのでよろしいですが、不動産鑑定士の登録許可の問題についてははっきりさせてほしいというふうに思います。

まとめてみますが、まず、ニューディール政策について、市長、新世紀センターのつくる条件であったものが私は崩れたと思っておりますので、それに対する御意見を頂戴したいと思います。

もう1つは、中心市街地の活性化という問題で予算がないということでもあります。なぜそうなるのか、お聞きをしたいと思います。これは都市建設課になりますかね。こちらになりますかね。お聞きをしておきたいと思えます。

入札制度については、副市長のほうから、改めて今後の、いわゆる箱物行政になりますから、仕事がふえていくんです。そのための不正があってはならないと私は思いますので、今後、入札制度をどのように理解をされているのかを確認をしておきたいというふうに思っています。

おります。

そのほかのことについては一問一答でお願いをしたいと、このように思います。答弁は短目をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

ニューディール構想をテーマにお話がありました。これは正式には鹿島市まちづくり推進構想といいまして、愛称といいますか、別称鹿島ニューディール構想と名づけているものでございます。これが出てきた背景は、今の御指示のように、若干省略をしますと、何を狙っているかということですね。3つございます。

1つは、私たちのまちのさまざまな施策の推進の基本になります第5次総合計画、これは5年間でございますが、その期間とずれる課題、例えば、10年とか20年かかる課題もあるわけですし、すぐやらないといけない、こういう期間のずれを1つ念頭に置いておいていただきたいと思います。

それから、第5次総合計画を策定しました後に浮上した大変な問題、典型的にお話をしますと、東日本の大震災ですね、これは計画の中に全く盛り込まれておりません、想定されておりません。この対応。

もう1つは、事前にわからなかったんだけど、策定した後、関係者の動きが急になって、早急に何かをしないとイケないという早急な対応が必要になってきた課題。これが御指摘にございます総合庁舎の再編の問題でございます。

こういうことに対応するために発想された構想でございます。当然、構想でございますから、具体的に事業をするときは個別に必要な計画なり、必要な事業予算は組まないといけない、そういうことですね。これの構想の体系は、もう何度もお話をしていますから、スケルトン、柱だけ言いますと、安心・安全のまちづくりということで、防災を中心にいたしております。あと子育ての話。2番目が交通体系の整備。これ何度も出てまいっておりますが、道路、長崎本線の話。3番目が、さまざまな施設を再整備しないとイケない。これはかつて着手した中心市街地の問題とか、いろんな施設についての計画が途中で終わっているということでございます。それから、4番目が、これまでは緊縮財政、新しい投資をやめようということで、それなりに事情あったと思いますが、早く産業振興、成長路線に切りかえないと、もう手おくれになってしまうよというようなこと。4本の柱になっております。しかも、ちょっとくどいんですが、その3番目のいろいろな施設の再整備、これ老朽化しているものもあるわけです。この施設を計画の中では10個ほど取り上げて、事例をして、しかも、早いもの順といいますか、やらないといけないもの順々に提示をしてございます。一番最初がJR

の鹿島駅、2番目が鹿島の警察署、3番目が、さっきお話があった総合庁舎、市民会館、福祉会館、防災センター、中心市街地に配置を予定している今のピオの問題ですね、あと市役所自体の庁舎の強度等々、最後はJAの施設も老朽化といいますか、空きが目立ってきている。こういうことを含めて考えないといけないでしょうと、おっしゃっているのは中心市街地に公共施設を持っていくというピオの問題に焦点を当ててお話がされております。

それとの関係で、県の総合庁舎をどうするか。経過はまた省略をしますと、私たちは土木事務所も農林事務所も残してくださいと、要請もし、交渉もしてきたと。かつて私たちのまちからは対象になって、議論になった施設が全部出ていったわけです。したがって、それはいかんだろう。まちづくりにプラスにならないではないか。そういうことで、県と話をしました。当然、県の施設ですから、最終的な決定権は県にあるわけです。ただ、我々の願いはそっくりそのままということで、要請もし、交渉もしてまいりました。相手があることですから、全部思ったとおりにいかない。それはあり得ます。過去の経緯を見てもですね。ほかのまちも逆に誘致の運動もされるわけですから。ですから、精いっぱいやりますと、残してほしいし、残したい、その努力はします。したつもりです。結果、そうじゃなかったかもしれない。したがって、100点満点の答えを期待しておられた方にとっては申しわけないけれども、そこにはお応えすることできなかった。しかし、仕上がったものは、これまでのサービスを損なうようなものにならないと、そういう判断をしております。まして農林事務所自体は武雄からこちらへやってくるという、従来、全く考えられなかったスタイルの現状においての落ちになっているわけです。これは私自身の判断からすると、満点を期待しておられた方には非常に申しわけございませんと言うしかないんですが、判断としては合格点ではないかと。市民の皆さんに御迷惑をおかけするという結果にはなっていないんじゃないか、そう思っております。

したがって、いろんな途中経過でいろんなことありましたから、2年間やりましたんでね、その交渉等々は。今思えば、ああすればよかった、こうすればよかったと、あるかもしれません。反省はあります。後悔はいたしていないということを申し上げておきたいと思います。そういう評価をいただいている方もございますし、そこはそういう判断があるということをお話ししておきたいと思います。

それから、もう1つ、一貫校のお話ございました。これは教育長おりませんから、便宜、私からお答えできる分だけお答えをいたしておきますけれども、当初は私たちのまちでは、平成20年だったと思いますが、新幹線問題の振興策として、中高一貫教育、これは市の意見として要請をしているわけです。私自身、着任しましてから7つのプロジェクトを立ち上げて、至急勉強してもらいたい、そういうお願いをしたプロジェクトの一つに入っておりました、これは。市内の6年生の子供をお持ちの方の親御さんに300人以上、400人ぐらいだったかと思いますが、アンケートもとって、どうしますか。結論から言いますと、ぜひその

方向でやはり一貫校欲しいんだというお話がありましたけれども、県とお話ししましたら、もうつくらないという結論になっているということで、一旦中断をしたという経緯はございますが、もう一回よくよく勉強してみますと、当初の予定どおり実はっていないんじゃないかと、中高一貫の考え方がですね。むしろ当初の想定よりはマイナス面が浮上してきていると、だめだということじゃないんですが、考えられなかったマイナス面が浮上してきていると。格差がつき過ぎたとか等々ございまして、ひょっとしたら、これはゆとりと言いながら、実は大学の一種の予備校的な役割になってしまっているかもしれないねという話もあったわけですから、もう少しきちっと考えたほうがいいんじゃないかならうか。だから、議員御指摘の小中一貫、これは選択肢、あるいは提案として存在し得ると思っております。現に私たちのまちの近くで成立をしました連携型の高校は一応解消されたと、私自身はそう思っております。その対案として、小中一貫校は存在をし得る、あるいは重要なテーマだと思っております。

教育をめぐるっては、最近、特に近隣の市町でいろんな実験的な試みもされております。これ大変参考になることではございますので、そういう意味で、我々は注目しないといけない。言うまでもありませんが、教育はシステムを変更しますと、なかなかそう簡単にいじくれないという話になりますので、次に対応するとすれば、そういうのを見きわめる段階できちっとした議論をして対応しないといけないと思います。

なお、東部中学校につきましては、老朽化していたということと、さっき言いましたように、ローテーションといいますか、早急にやらないと、もう50年もたっている学校だということで、結論を待つよりも早く安全・安心ということを確認するという必要性から、校舎の改築に着手したと。むしろそれまでは10年間の計画ということになっていましたのが、私自身の希望をお願いをしまして、5年間繰り上げて早急に安全・安心を確認しようという思いの一環として着手されたというふうに理解をしております。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

御指摘ありがとうございます。

午前中の中村一堯議員の質問の際に、国土交通大臣の許可という発言を私いたしました。正式には不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定でございますけど、「2以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。」という規定でございます。御指摘ありがとうございます。訂正をいたします。

もう1つありました。入札心得、入札通知と一緒に入札心得を配付するわけですけど、鹿島市については、今、一本化ということになっております。これにつきましても、今後、入

札心得につきましては、建設工事以外の備品委託業務については入札心得を整備したいと、別途に整備したいということに思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

中心商店街の振興策について、ピオと連携した予算が計上されていないということでございます。

平成26年度の当初予算におきましては、現在進めておりますピオを含めた中心商店街の活性化策を引き続き推進していくということでございます。

現在、市民交流プラザの施設の構想、あるいは配置について、あるいは運用、運営につきまして、現在検討がなされており、そろそろ固まりつつあるところでございます。その状況を見ながら、今後、商工会議所、あるいは商店街と検討しながら考えていきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

市長のほうから事情の説明をいただきました。やはりできなかったものはできなかったと、努力はしたと、でも、こういうふうには最後はなったというような報告を県のほうに説明をさせるんじゃないかと、やはり市長みずからが議会に対して説明するのが本来の業務の流れじゃないかなと私は思うわけでありませう。

市長の考え方はわかりました。で、一番肝心なのを僕は落としておりまして、いわゆる樋口市政が、先ほど中高一貫の話をされました、前の桑原市政の分の県に対する要望事項にあった分を自分が市長になったときに1つのプロジェクトチームを立ち上げたというようなことですね、中高一貫教育についてはね。それと同時に、私たちは——私ですね、私は市長には何を望んだかなんですよ、この3年間、今度4年間。何を望んだか。無投票だったですね。そのとき市長は私の責任ではないと言われた。まさにそうですね。ところが、私にとっては桑原市政ができなかったこと、それが僕は樋口市長に期待したことであります。それは何かというと、やはり道路網の整備ですね。ニューディールにも上げているかもしれんけれども、これに対する動きが全然市長にはない。従来の期成会を通じた要望活動でしかない。そのように思います。これは福井議員も心配されておるところであります。もっと市民とともに、何らかの手だてができないのかというのが福井議員の主張でもありました。私もそう思います。

私が樋口市長にお願いするのは、いわゆる桑原市政と樋口市政のつながりが私はないと思います。市長の考え方にはないと思います。そこに少しすき間があります。と申しますのは、

先ほども駅舎の問題言われました。駅舎の問題は新幹線が通って県に移管されて、そして地域鉄道として動き始めて、そして駅舎の問題、本来ならトイレの問題も含む、あるいは駅舎の数をふやすとか、そういうのを考えていくべきであります。でも、それが抜けておりますので、市長は、センターラインを強くすれば、それが鹿島市全体の力になると思っておられるようではありますが、私が市長に期待したのはそのようなことではありません。確かに選挙戦を通じて、センターラインを駅から赤門までのこのラインを何とかつくったほうがいいねということは私も市長の選挙戦を通じて理解はしておりますけれども、このことは市長がもう少し外向けの仕事をしてほしい、センターラインは内向けの仕事だと私思うんです。市長は外向けの仕事をしっかりしてほしいと思うわけであります。

そこで、私の質問の中に道路行政について、有明海沿岸道路なり、あるいは高速道路に対するアクセスは今どうなっていますか。この前、中川部長は、決算審査委員会かなんかで、企業誘致に負けたのはやはりアクセス道路がないということでございましたという報告をされております。改めてこの問題については私も痛感しているわけですね。

それで、例えば、498号の問題なり上がりました。498号の期成会で要望活動をする中には、それぞれ鹿島も嬉野市もそれぞれ違います。違うけれども、それを一つにして期成会をつくってある。お互いに連携を取り合って、どうしましょうという結果をしているわけではない。鹿島は走行性の高い道路が欲しい。これはいつのときから言っていますか。今さら始まったことではない。この問題は、一旦県においては否決をされている。県においては事業がないという判断をされておるところであります。それをあえてまた走行性の高い道路という願いを498号についてはしておる、そのように私は理解するんです。だから、そこに桑原市政と樋口市政の連携がなくてもいいけれども、桑原市政の残したものは何があったのか、どういう原因でそれがなくなったのかですね。あるいは沿岸道路についてもそういう事情だと思いますよ。そういうのがあるだろうと思っております。

私が樋口市政に期待するものは、センターラインではなくて、外に向けての県とか国の事業とか、そのようなものに対することでもあります。そういう意味で、道路の進捗が4年間たったけれども、強いて言えば、何ら進んでいるものがないと。幾ら相手があることでも、それがあると。ただ、鹿島から延伸の問題については、自治体のほういろんな協力あって、今回、鹿島市の事情も協力するよということをお願いしたという報告を聞いております。これはもう議会で市長が言われましたから、そのように聞いております。

一歩一歩進んでいる形は見えるんですが、何せ市長の政策の優先順位がそのようなことでありますので、ちょっと私は期待外れをしておるところであります。

市長、道路問題について、もし御意見があればお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

政治のといいますか、行政のやり方には、途中経過を全部公開するというわけにはいきません。教える、教えるとおっしゃいますけれども、結果が見えないと、何もしていないと逆に思われるかもしれません。道路について、4年間、何もしていないというふうに見えるかもしれません。わかったことが幾つかあるんですよ、それは。

1つだけお話を今の質問で言いたいのは、私は桑原さんのことがいいとか、悪いとかじゃなくて、承継をするということをお話ししたんじゃないで、私の座標軸、心の中の磁石は常に鹿島を向いているということで運用しているだけで、どなたかの承継をしているとか、ましてや中西さんの期待に応えるために何かやっているということではないということには理解をしておいていただきたいと思います。市民を向いているということなんです。

そうすると、道路はどうなっているか。省略をしますと、過去2回チャンスがあったけど、そのときにうまくやっていたらよかったねというのがだんだんわかってきたと、これはもうお話をしたとおりです。したがって、次のチャンスがあったら、絶対逃しちゃうかと。これは沿岸道路で言えば、そういうことだと思います。

もう1つは、498号のお話ですが、県とこの前お話をした具体的な話をしました。何で県は腰が重いんだろうかと、沿岸道路も含めて。申しわけないけど、桑原さんの名前を議員が出されたので、そのお話をしておきます。

シュレッダー事件というのがあったと思います。内容は御説明しません。それが実は影響しているということ、向こうから説明されたんですよ。我々は何とかそういうことがないようにということでもいろんな手だてをしながら、今まで、いわば大げさに言えば周回おくれになっているのをきちんとした、ほかのまちと同じように対応してくれるということを期待してお話をしておったんです。したがって、中西さんの期待に応えていないかもしれませんけれども、そこはそういう事情があるという話を——これは私だけじゃありません。一緒に多くの市町の首長と関係の議員がみんなそれを聞いておりますから、そういうふうに言われたということをお答えしておきたいと思います。

したがって、そこから実は始まる。お話ししましたように、498号で言えば、ルートをどうするか、これが今の最大の問題なんですよ。南西自動車道というのはやや、割り切って言えばフリーズの状態なんですよ。そのルートをどうするか。そのときに、やっぱり隣の市と相談をしないと、嬉野の中を通ってくるのに鹿島は勝手にここにつくんさいとは言えん。どうすればいいか。その中で私たちのまちに有利なルートを探る。そういう協議、腹割った話し合い、それがないとできない。そういう煮詰まり方がどんどんしてきているということでございます。

したがって、道路がない、それはわかっています。影響いっぱい出ているんですよ。この前のドラッグストアの誘致だけじゃなくて、私は生産だけかと思ったら、そうじゃない。

コールセンターさえも道路がないと、勤務する人の時間帯の関係でということだめになったという実例もございます。したがって、道路の重要さは痛いほど現にやっている人間はわかりますから、それはお話ございましたとおり、おわかりだと思いますが、ニューディール構想の一番最初のところに道路ですねと上げているわけですよ。しかも、その次に来ている、整備しないとイケない鹿島駅、これは全部整備する。そんなチャンスは、チャンスといえますか、時期は今とてもじゃないけど、まとめ切れない。でも、おくれちゃいかん。一番欲しいのは何か。鹿島駅は足が悪かったり、年寄りはおられんもんね、バリアフリーにしましょうか。女のトイレはよそわしかけん行きとうなかと、そういうお話に応えないといけない。これさっき言いました。時期を逃さずやらんといかん。現に議員の皆様からの要請書もその点は盛り込まれているはずですよ。できることをタイミングを逃さずにやると、これがある意味で行政に課された責任だと私は思っております。

あとは最終的には全くいつもおっしゃっているとおり、市民の皆さんがどういうふうに判断されるかということではないかと思っております。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

僕は謙虚な意味で僕の希望だと言ったんですが、議会の議員というのは、やはり市民からの負託を受けておるわけでございますので、僕はここで個人的に言ったわけではない。それは御理解をいただきたいと思っております。

そして、市長はよく言うけれども、結論もまだできない、中途のなかなか説明はできないということを言われます。よく聞きます。こっちの聞くほうは、いらいらして待つてなきやいけません。そういう手法が本当に役所の手法かどうか、私はいかがなものかと思っております。交渉事を全て言えとは言いません。行政の仕事にはいろんなパターンがあって、言えないこと、言えること、報告できることあると思っておりますね。それが前ですね。

シュレッダー事件のことも言われたけれども、そういうことを公で言う役所も役所だろうと思っておりますね。それをどうしていくかというのが、この前の選挙で任された人の役割じゃないですか。僕はそう思いますよ。これは市長の今までのやり方だろうから、それはそれでいたし方ない。

で、聞きます。今、副市長が不動産鑑定士の問題で言われましたね。結局そういうことであれば、どうなんですか、登録はやっぱり受けてなきや仕事ができなかったということじゃないですか。結論だけお願いします。

○議長（松尾勝利君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

業者の指名につきまして、私どもは不動産鑑定業務ということで、その項目で業者、県内の業者を、県内、県外と分けて登録をいたしておるものでございます。その登録の中に今回受注した業者が県内の、支店が佐賀県内にあった関係、そして、これは前申し上げましたが、本社から委任状が支店に出されていた関係で、その業者を指名したということでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

あんまり細かいことは言いたくないんだけど、結局、適正な手続を役所が責任持ってやっているかということの一つの具体例としてお聞きしているわけですよ。副市長は不適切なものがあったというふうにはっきり言って、申しわけないと、今後そういうことのないように再発防止をするというようなことを言っている。じゃあ、そうだね。じゃあ、その再発防止についてはどういう内容ですかということ、この前は言われた。言われたから、それで理解をした。でも、市民からは監査請求が出ている。市民団体からの監査請求が出ているということについての重みを行政がどう捉えるかなんですよ。監査委員に出ているからという問題ではない。コメントできないという問題ではないだろう。直接監査請求の内容については言えないかもしれんけれども、入札制度とかという適正な手続をしなきゃいかんということについては、しっかり答えてもらわなきゃいかんわけですね。

これも中村議員の質問の中でわからなかったことがあります。じゃあ、その業者ね、ちょっと話飛ぶかな、その業者は佐賀県内で仕事しましたかということ、仕事はしてありますということでございました。じゃあ、その発注機関はどの発注機関ですか。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

資料には月しか載っておりませんので、月までしか発注期間が載っていませんので、7月から8月までとなっております。

以上です。（発言する者あり）済みません。勘違いでありました。

国有地の関係ですので、財務省の関係になると思います。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

だから、財務省の関係って、どこなの。詳しく言ってもらわないと、例えば、財務省の佐賀県内の出先機関なのか、そうじゃなくて別の機関なのか、それが欲しいわけですよ。県内で面積の中でしたということじゃない。佐賀県なのか、佐賀県以外なのか、あるいは佐賀県

内にいた発注機関が仕事をしたかどうかと、それを聞きたい。だから、財務省と言われても、広いから。財務省のどこなのねっていう、教えてもらわないといかん。

○議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

出されている資料に基づいた分しかわかりませんので、場所と内容と期間しか載っておりませんので、発注元が国有地の評価ですので、財務省の機関とわかるんですが、佐賀財務事務所なのか、ちょっとそこら辺については詳細はその資料に基づき不明でございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

何か嫌な感じですね。なぜ嫌な感じかってわかりますか。指名参加願には工事履歴が報告してあるでしょう。そこにあるかどうかでしょう。発注機関があつて、件名があつて、場所があつて、どこでしたという場所があつて、そして、工事期間なり、委託期間なりの仕事の期間があるわけでしょう。その書類が出てきているのに、出ているはずなのに、そういう中途半端な返事でいいんですか。ちょっと時間をください。ちょっと調べてください。

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 3 時14分 休憩

午後 3 時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

寺山企画財政課参事。

○企画財政課参事（寺山靖久君）

失礼いたしました。

発注者は九州森林管理局であります。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

私の頭の中にあるのと一致するわけですね。

何で私がそれをわかっているかという、皆さんが指名参加願が出た後に、その書類の中に建設工事だったら工事の履歴、委託だったら委託のね、あるいはやりましたよという、そういう実績みたいなことが載ってある。だから、そういうものをきちっとチェックしていま

すか。今回そういうチェックが不十分だったから、今回みたいなものが出てきているわけですよ。市民団体から監査請求受けるということは、どういう意味かということを考えてほしいんですよ。市民が負担するんですよ、人を雇うにも。自主的に役所が全て言ってくれればいいけれども、言ってくれないからこういうことになる。もうこうなれば、いいか、悪いかの話なんですよ。悪いものに我々がつき合わされているということになります。だって、指名するときにも登録あったのか、希望してあったのかですね、そういうことでしょう。多分指名参加願には登録のチェックはなかったと思いますよ。希望はしてあったけれども。そういうのがわかってくるわけですよ。そういうのがわかっているのに、何でそういうふうにごまかしたような物の言い方するかということが僕は不信感があるわけです。不信感が出てくるわけですね。だから、言っているように、公平、公正、公開ね。今からの時代は公開ですよ。どの時点で公開するかというのはあるかもしれん。物によっては30年後、50年後に明らかになるような文書もある。それは、それが歴史だからですよ。でも、今、我々が問題にしていることは、そんな程度のものじゃないと思う。実際の実務の中での判断ができるようなやつだと私は思っているわけですね。そういう意味でちょっと質問いたしました。

中心市街地なんですけれども、課長どうですか、もう決裁おりましたですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

中心市街地の基本計画ですけれども、でき上がっておりまして、現在、内部の決裁をとる準備をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

それは平成11年、18年か19年かしていますが、今回のことについては平成11年の基本計画に基づいてやっているということで報告があっているし、多分国交省の申請も多分その資料をくっつけているだろうというふうに思いますが、今回の今決裁がおきる前の仕事は、内容は同じだと考えていいですか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

平成11年に策定をいたしました中心市街地活性化基本計画、これは当時は通商産業省への申請のための計画書ということで取り組んでおられます。今回、基本計画を策定しましたのは、この中心市街地の11年の活性化基本計画を上位計画としまして策定をいたしております。今回の策定の目的でございますが、これは特に都市施設の面的整備、それから、いろんな公

園等の改善事業、こういうものに着目した計画でございまして、その実現に当たっては将来社会資本の整備総合交付金制度の活用ということを目的として策定をいたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

いわゆるそのような基本的な計画がなければ、事業化一つしようともなかなかできにくいと、説得力がないということですよね。そのためにつくるんでしょう。何もせんためにつくるわけじゃないんでしょう。何らかの手だてを今後するために市民の皆さんに理解をしてもらおうとか、あるいは関係官庁に理解をもらおうとか、そういう意味でつくるわけでしょう。それはどのような形で今後市民に対して公表されますか。また、いつごろになりますか。

○議長（松尾勝利君）

森田都市建設課長。

○都市建設課長（森田 博君）

公表につきましては、できるだけ早いうちに公表をしたいと思っています。特に議員の皆さん方にもお示しできるように準備をしたいと思っていますし、成案になりますと、ホームページ等に掲載をしていきたいというふうに思っています。

○議長（松尾勝利君）

12番中西裕司議員。

○12番（中西裕司君）

私が気がついたこととございますけれども、仕事の手順がやはり違っているんじゃないかと思うんですよ。今度もどういう内容か、私にはわからないけれども、その問題とピオの問題と中心商店街の活性化の問題と、あるいは11年度には中心市街地のヘクターと今回の、例えば、18年度のヘクターは伸びているわけですよね、今の鹿島のあるところまで伸びているわけですよね。今後、今度のとはどうされたのかということになるわけですね。皆目わからないわけです、全体図が。ピオの3、4階に何をしますということは、私が言っているように、全部後づけなんです。本来ならば、福祉会館にあった機能がまずそれはどうしましょうかと、どういう形がいいでしょうかと、どの規模でということがあります。それをするのが先じゃないかな。あるいは福祉の問題もそうですね。生涯学習の問題についてもそうだと思いますね。子供の問題ももちろんそうです。でも、今回の事業は僕はやっぱり先にあったのは何かというのがあるんですよ。気にしているのがそこにある。で、何らA案、B案、C案の検討もされんままに、中心市街地の活性化ということでピオ案をとられたということですね。それはだから、手続としてはおかしいんじゃないですか。本来なら、共同でいくのか、先に計画しとって、こういう施設が必要なんだけれども、どのようにしましょうかとい

うことになるのが本当じゃないですかね。3倍近くの広さになります。今聞くと、机を置くようなのぼっかりがふえていくような感じもあります。いろんな市民からの要求をそこに詰め込もうとするから、そのようなことになるのかなと思います。ただ、私は、子育てとか、お年寄りの将来のことを考えるのは、鹿島市の大地と緑と風の中で育てるべきだと私は思うわけでありまして。ピオの3、4階の条件に私の理念とするものが合いません。だから、私は反対します。私は実は1人だけではありません。市長が中西さんのことと言うけれども、そうじゃない。議員というものはいろんな形の市民の皆さんの意見を反映して、そして、皆さんに御提案を申し上げる、その作業ができる立場にあるわけでありまして、私の個人の考え方ではありません。私は鹿島の大地と緑と風の中で子供たちはすくすく育ててほしいと願うものであります。

確かに施設化をする中で、指導者をつくる、これは稲富議員が最初から言っている。子供の広場つくらにゃいかんね、提案をした。だから、僕はそれには保育士の資格を持っている人をそこに置いたほうがいいねということも昔言った。今度は指導員というだけで資格者ではない。資格者の配置は考えていない。だから、そういうところにそこがあるわけですから、十分な議論を役所の中ですべきだ、してほしいと思うわけです。それこそ際ですよ。竹下議員が先ほど言ったけれども、際を外して、そして、目的は市民の幸せでございますので、それに向かって公僕として仕事をする、これが本当じゃないですか。

また、当然、民間との際を外さなければいけません。そのためにはいろんなグループとか団体とか、利益団体じゃだめですよ、公の利益を持っている団体との話し合いを当然すべきだと私思っているわけです。

今後の鹿島市のあり方については、卒業のときに感じましたが、「未来へ」という歌を歌いました。子供たちは歌いました。びっくりしましたね。僕はその曲知りませんから。でも、歌を聞いている中で、鹿島の将来の子供たちのためにはやはり今何をなすべきか。議会が、議員が何をなすべきか。そして、行政は何をなすべきか、そのような思いをしたところでありまして。今後の4月の選挙には市長は立候補声明されておりますから、そのようなことで承知しておりますが、今後の市政のあり方については、あんたが言うたけん、あんたが言うたけんというようなことではなく、僕は頑張してほしいと思いますね。

1つお願いがあります。ピオの皆さんにお願いであります。今回、公的な資金が導入されますので、組合自体をもっと市民に開放していただきたい。組合員の募集をしていただきたい、そのように思います。1週間に1回、そういう議論をされておるようでございますから、組合は組合として、本当に中心市街地の活性化に結びつくということであれば、そのこともあわせて考えてほしいと思います。

ピオができてから30年たちます。次の世代が商売人として育っていると思います。そういう方に向けて開放してほしい。自分たちだけの利益を考えるのではなく、新しい商売人、

あるいは事業化に向けて門戸を開いてほしい、そのように希望をして私の一般質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

以上で12番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

明21日から23日までの3日間は休会とし、次の会議は24日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時36分 散会